

令和 7 年度
第 2 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札
実施要領

入札参加申込期間

令和 7 年 1 2 月 2 日 (火)～令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火)

午後 5 時 1 5 分【必着】

実施要領に変更があった場合は、随時高槻市ホームページに掲載します。
詳しくは、高槻市ホームページ内の市有地等売却情報ページ
（<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/5/1283.html>）をご確認ください。
（検索サイトにて「高槻市 市有地等売却情報」で検索できます。）



総合戦略部 アセットマネジメント推進室
水道部 総務企画課

令和 7 年 1 1 月 4 日

目 次

1	売払物件及び入札スケジュール	1
2	入札参加資格	6
3	現地確認	6
4	質疑の受付	7
5	入札参加申込み	7
6	入札保証金の納付	9
7	入札	10
8	入札の無効	10
9	開札	11
10	落札者の決定	11
11	契約	12
12	契約保証金の返還	13
13	所有権移転登記	13
14	用途制限等	13
15	その他注意事項	14
16	申請書類及び記載例	15
17	物件調書	23
18	土地売買契約書（標準様式）	69

1 売払物件及び入札スケジュール

(1) 売払物件一覧

物件 番号	高槻市 所管	種別	所 在 地 (住居表示)	地目	実測面積 (㎡)	物件 詳細
1－1	市長部局	土地	高槻市殿町 723 番 2 (高槻市殿町 14 番街区内)	宅地	787.39 ㎡	西敷地 P24
	水道事業	土地	高槻市殿町 713 番 1 (同上)	宅地	367.35 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 715 番 3 (同上)	宅地	1,039.77 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 715 番 5 (同上)	宅地	2.95 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 723 番 1 (同上)	宅地	894.01 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 1561 番 1 (同上)	宅地	51.40 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 1562 番 (同上)	宅地	43.60 ㎡	
	水道事業	土地	高槻市殿町 1563 番 (同上)	宅地	1.10 ㎡	
	小計				3,187.57 ㎡	
1－2	水道事業	土地	高槻市殿町 38 番 8 (高槻市殿町 12 番街区内)	雑種地	1567.33 ㎡	東敷地 P53
	水道事業	土地	高槻市殿町 1560 番 2 (同上)	雑種地	79.27 ㎡	
	小計				1,646.60 ㎡	
合計					4,834.17 ㎡	

※1 本入札は、物件番号 1－1 及び 1－2 両敷地の一括売却とします。上記土地の一部だけを取得することはできません。

※2 実測面積について

物件番号 1－1 については、P38～45 の地積測量図を参照してください。

物件番号 1－2 については、P59～61 の地積測量図を参照してください。

(2) 最低売払価格及び入札保証金

物件番号	最低売払価格 (予定価格)	入札保証金
1－1 及び 1－2	319,200,000 円	15,960,000 円

※1 最低売払価格は、令和7年8月1日時点において、建物等の解体費用を考慮し、更地価格を前提とした鑑定評価額を採用しています。

※2 入札保証金は、入札額にかかわらず定額です。

※3 高槻市（市長部局分）が所管する土地、高槻市（水道事業分）が所管する土地がありますが、入札手続きや事務手続きは一体的に行います。なお、契約書の売買代金には、それぞれの売買代金として落札金額に高槻市と高槻市企業管理者との覚書による割合を乗じて得た額を記載します。

(3) 土地利用条件

売払物件の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守してください。

① 解体に関する事項

物件引渡しの後1年以内に、両敷地内にある既存構造物や埋設管のほか、物件番号1－1及び1－2両敷地の間を通っている真上都市下水路内の通路橋やアスファルト舗装、水管橋等の占用物を契約者の負担にて解体撤去していただきます。ただし、機能のある埋設管については、この限りではありません。詳しくは真上都市下水路内の撤去物（P65）、上水配水管の埋設状況（P67）、汚水管・合流管の埋設状況（P68）をご覧ください。

② 工事にに関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守してください。

- ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成してください。
- イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行ってください。
- ウ 工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行ってください。また、工事車両が集中しないよう配慮してください。

③ その他

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに高槻市開発事業の手続等に関する条例や施行指針及び大阪府・高槻市の各種条例・指針等を遵守してください。
- イ 当該売払物件の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受け、都市計画法第33条の技術基準を満足してください。また、本市関係各課と十分に協議してください。

- ウ 新たに整備した公共施設（道路、公園等）は、高槻市に帰属してください。
- エ 市道真上町南芥川線、殿町 17 号線及びその周辺道路において、道路の安全性が悪化することがないように努めてください。また、開発事業により交通量の著しい増加が予測される場合は、交通渋滞対策等の道路整備について関係部署と十分に協議してください。「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協議を行ってください。
- オ 給水装置等が必要な場合は、水道法、高槻市水道事業条例等の関係法令を遵守し、高槻市水道部の給水装置工事施行指針（R7.10）に基づき、給水装置等を設置してください。
- カ 売払物件内の機能がある既設埋設管の対応については、物件番号 1－1 の北端部にある污水管や水路管、元環境科学センター南側にある水路管を、開発区域内またはその外側に存在する特定公共物もしくは開発道路の敷地内に代替機能を整備してください（P50 参照）。
- キ 売払物件の良好な住環境を形成するため、開発事業の手続き等に関する条例について、審査指導課開発調整チームに入札前に調査を行ってください。また契約者は土地取得後、同条例に基づく手続きを行ってください。
- ク 売払物件の周囲に位置する売払物件範囲外の条件については、次のとおりです。ただし、開発協議において、条件に変更が生じる場合があります。

物件番号	売払物件範囲外の施設整備	参照先
共通	真上都市下水路内の管理のため、売払物件内又は売払物件外からの進入口を設けてください。	—
1－1	①北側通路については、幅員 2 メートルの歩行者専用道路の整備を行ってください。 ②北側東端の水路用地については、用地管理のため柵を設置してください。	P51
1－2	①東側道路側溝について、北端から南端まで敷地境界から東側 25 センチメートルの位置まで新たな側溝に敷設しなおしてください。また、その流末を殿町 18 号線の開発時に設置した雨水マンホールまで接続してください。 ②南側市道（殿町 6 号線）については、現状の幅員で歩行者専用道路の整備を行ってください。 （隅切り部は開発協議内で別途協議します。） ③既存の北側側溝の概ね半分の位置に境界が存在します。当該隣接地は敷地排水がなされているため、側溝の機能維持を希望されています。開発計画と整合し、北側地権者と協議してください。	P64

(4) 入札の主なスケジュール

1 実施要領（入札参加申込書兼誓約書含む）の配布開始（本書のことです。）
令和7年11月4日(火)



2 現地確認等の実施（P6）
※現地確認は、高槻市が立会の下、指定日に行います。



3 質疑の受付（P7）
令和7年11月25日(火)まで



4 入札参加の申込み（入札する場合、必ず申込みが必要です）（P7）
令和7年12月2日(火)から令和7年12月23日(火)午後5時15分まで
（郵送の場合も上記期間内に必着）



5 高槻市から入札に必要な書類の送付（P8）
（令和8年1月7日(水)までに到達しない場合は、ご連絡ください。）



6 入札保証金の納付（P9）
令和8年1月21日(水)まで
※納入通知書裏面に記載された高槻市の公金収納を取り扱う金融機関で納付



7 入札書の受付（郵送入札）（P10）
令和8年1月21日(水)まで（必着）
※指定の封筒により入札書を郵送



8 開札（P11）
令和8年1月22日(木)午前11時より（本館4階入札室控室）



9 落札者の決定（P11）





1 0 契約事務 (P12)

令和 8 年 2 月 18 日 (水) までに土地売買契約を締結します。(契約期限までに契約が出来ない場合、入札保証金は返還されません。)

売買契約は、下記の 2 種類の契約から選択できます。

売買代金の納付を同時とする契約

■ 売買代金の支払

契約と同時に契約金の全額を支払い
していただきます。

■ 入札保証金の返還

支払われている入札保証金を返還し
ます。(2～3 週間程度かかります)

■ 引渡

契約締結及び売買代金の完納をもっ
て現状有姿にて物件を引渡します。

売買代金の納付を後日とする契約

■ 契約保証金の納付

契約保証金は入札保証金と同額とし
支払われている入札保証金を契約保
証金として充当します。

■ 売買代金の支払

契約日から 30 日以内に契約金の全額
を支払いしていただきます。(期限ま
でに納付されない場合は、土地売買契
約は破棄され、契約保証金は返還され
ません。)

■ 引渡

売買代金が完納されたときをもって
現状有姿にて物件を引渡します。

■ 契約保証金の返還

売買代金完納後、支払われている契約
保証金を返還します。(2～3 週間程度
かかります)



1 1 所有権移転登記 (P13)

高槻市が実施します。なお、登記に必要な書類の提出と費用の負担をお願いします。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 入札参加者は、個人及び法人とします。
- (2) 「入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）」の「入札者」欄に記載された方が落札された場合、買受人となります。
- (3) 2人以上の共有名義で参加することもできます。
 - ① 所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申込みください。
 - ② 共有名義で参加する場合は、入札参加申込書兼誓約書の「入札者」欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただきます。

※次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。（共有名義者も含む）

【入札に参加できない方】

- ア 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団等（高槻市建設工事等暴力団等排除措置要綱第2条第3号に規定する者をいう。）に該当する者。
- ウ 本物件を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- エ 高槻市財務規則第96条の規定のうち、以下に該当する者
 - ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため違法な行為をした者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者がその内容を履行することを妨げた者
 - ③ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ④ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - ⑤ 市に提出した書類に虚偽の記載をし、又は市に著しい損害を与えた者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する行為をした者を使用している者
 - ⑦ 上記①から⑥の規定の適用については、過去1年間の事実を対象とする。

3 現地確認

- (1) 敷地外からの見学は随時可能ですが、敷地内に立ち入っての現地確認（境界点の確認等）については、高槻市の立会の下、下記の指定日時において行います。希望される場合は、前日までに電話で予約してください。連絡先は、高槻市役所アセットマネジメント推進室・072-674-7688 です。
- (2) 敷地外からの見学や車等で見学に来られる場合は、近隣住民に迷惑のかからないよう注意してください。車等は近隣のパーキングに停めるなどし、本物件前等での路上駐車はご遠慮願います。

・現地確認指定日時

	物件番号1－1及び1－2
令和7年11月18日(火)	午前10時 ～ 12時

4 質疑の受付

令和7年11月25日(火)まで、FAX質問票又は高槻市ホームページ内の問い合わせフォームにて本件に関する質問を受け付けます。回答は、高槻市ホームページ内の市有地等売却情報ページに掲載しますので、質問をされなかった方も必ず確認をお願いいたします。なお、この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※開発に関する質疑については、直接関係部署にお問い合わせください。

■FAX番号：072-661-3198

■ホームページ：<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/5/1283.html>

5 入札参加申込み

入札参加希望者は、入札参加申込みが必要です。入札の参加申込みを行わず、入札だけ参加する事はできません。また、参加申込期限までに「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」が到着しなかった場合、入札に参加することはできません。

(1) 入札参加申込書の記入

記入例を参考にしながら、「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」に必要事項を記載し、押印してください。

【共有で所有を希望する場合】

2名以上の複数名義で土地を所有する事を希望する場合は、入札の参加も共有名義で参加していただく必要があります。この場合は、「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」の「入札者」と「共有者」の欄にそれぞれ記載、押印します。

(共有の場合は、「入札者」と「共有者」がそれぞれ売買契約の名義人となり、「入札者」欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。)

(2) 提出書類の送付

参加申込期限までに到着するように下記の提出書類を郵送又は持参にて提出してください。

【参加申込期限】令和7年12月2日(火)から令和7年12月23日(火)
午後5時15分まで(必着)

【郵送先】〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

※上記期限までに到着しない申込みは無効となりますので、余裕をもって発送してください。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立てを受
けることはできません。

【持参の場合】高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室（本館 5 階）
電話番号 072-674-7688（直通）
（受付時間 月～金（祝日を除く） 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）

（３）提出書類

- ① 「入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）」
（押印は認印でも可能。ただし法人の場合は代表者印に限ります。）
- ② （個人）住民票
- ③ （法人）代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書
- ④ 暴力団排除に関する誓約書

- ※ 1 ②③については、提出日の 3 ヶ月以内に発行されたものに限りま
す。
また、共有を希望する場合については、共有者分も含めて提出してくだ
さい。
- ※ 2 入札参加者からご提出いただいた書類は一切返却できません。

（４）申込みに当たっての留意事項

- ① 契約者決定後の土地売買契約は「入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）」に記載された「入札者」（共有の場合は「共有者」も含む）の名義で行います。それ以外の名義で契約及び登記を行う事はできませんので、ご注意ください。
- ② 申込受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札手続きに必要な書類を郵送します。令和 8 年 1 月 7 日（水）までに下記の必要書類が到着しない場合は、高槻市役所アセットマネジメント推進室（電話 072-674-7688）までご連絡ください。

- ・入札参加資格承認書
- ・入札の手引き
- ・入札保証金提出書
- ・入札保証金の「納入通知書」
- ・入札立会人通知書（入札資格承認者のうち無作為に選定された 2 名）

6 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

入札保証金の額が設定されていますので、「1 売払物件及び入札スケジュール」を参照してください。金額は入札額にかかわらず定額です。

(2) 納付期限

令和8年1月21日(水)まで

(3) 納付方法

「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」を提出後、高槻市より送付される所定の「納入通知書」により、高槻市の公金収納を取り扱う金融機関(納入通知書の裏面に記載)において現金で納付してください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。

(4) 入札保証金に関する取扱い

入札保証金については、以下のとおり取扱います。なお、入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって納付してください。また、共有名義で参加する場合は、「入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)」の「入札者」欄に記載された方名義で「納入通知書」を発行します。

① 落札者の場合

落札者の入札保証金は、売買代金の納付方法により、次のとおり取扱います。

- ・ 売買代金を契約時に納付する場合(売買代金の納付を同時とする契約)は、入札保証金を返還します。
- ・ 売買代金を契約後に納付する場合(売買代金の納付を後日とする契約)は、売買契約締結時に入札保証金を契約保証金に充当します。

※落札者が落札後に指定の期日までに契約を締結しなかった場合(落札後、本要領による入札参加する者に必要な資格を有さない者である事が判明し、失格したときを含む。)、落札はその効力を失い、納付された入札保証金は高槻市に帰属します。入札保証金の返還はできません。現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行った上で入札してください。

② 落札者以外の者の場合

落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、返還します。ただし、利息は付きません。返還には、開札後2~3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することになりますのでご注意ください。

7 入札

入札は郵送入札方式です。入札参加者は、高槻市から送付される必要書類を用いて下記のとおり入札してください。なお、入札方法についての詳細は、入札参加申込後、入札参加資格承認者に対して送付される「入札の手引き」を参照してください。

(1) 入札書

- ① 「入札書（様式第3号）」に必要事項を記載し、押印してください。
- ② 「入札書封筒」に割印をしてください。

(2) 入札保証金提出書

- ① 「入札保証金提出書（様式第2号）」に必要事項を記載し、押印してください。
- ② 納付済の入札保証金の領収書のコピーを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

(3) 入札書類の提出

「郵送用封筒」に下記提出書類を封入のうえ、郵送にて提出してください。郵便事故等による書類不達に対する異議を申し立てることはできません。また、入札書類の提出後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

【提出書類】

- ① 入札書封筒（上記（1）により記載した入札書を封入したもの）
- ② 入札保証金提出書（上記（2）により記載・作成したもの）

【入札期間】

入札書類を受領してから令和8年1月21日（水）（必着）

【郵送先】

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

(4) 入札成立の条件

入札期間終了時点で、有効な入札書が1あれば入札成立とします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき
- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- 最低売払価格に達しない金額をもって入札したとき
- 「入札書」の金額の記載が確認し難いとき
- 入札額の前欄に、「¥」マークの記載がないとき
- 「入札書」に記名又は押印がないとき
- 「入札書」に押印した印鑑が「入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）」で使したもの
のとき異なるとき

- 一件の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- 入札者の資格のない者が入札したとき
- 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき
- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき（黒又青のボールペンにより記入してください。）
- 「入札書」の金額を訂正したとき（金額の訂正は一切出来ません。金額を書き損じた場合は必ず新しい入札書を請求して記載してください。）

9 開札

下記の日程により、開札を行います。入札者等関係者は、開札に立ち会うことができます。開札会場への入場には、下記の持参物が必要となりますので、必ずご持参ください。また、入札立会人通知書を受理した者は、使用印届出書兼委任状及び印鑑も併せてご持参ください。

(1) 日時

令和8年1月22日(木)午前11時より

(2) 場所

高槻市役所 本館4階 入札室控室

(3) 持参物

- ・ 入札保証金の領収書（原本）
- ・ 使用印届出書兼委任状（高槻市が指定した入札立会人のみ）
- ・ 印鑑（高槻市が指定した入札立会人のみ）

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者は、最高の価格をもって入札した者とします。ただし、その入札が無効となった場合には、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

※ 最高入札額が同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札に参加していない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 結果の発表及び通知

開札を行い、続けてその場で開札結果（落札者の氏名（法人名）及び落札金額）の発表を行います。入札参加者全員に対して、別途郵送による通知はいたしません。ただし、落札者にのみ落札通知書を後日郵送します。

(3) 入札結果の公開

開札日の翌日以降に、入札参加者全員の入札額（落札額）及び落札者の氏名（法人名）を高槻市ホームページにて公開する予定です。

(4) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

(5) 再入札

再入札はいたしません。

1 1 契約

(1) 契約日

高槻市と落札者との間の売買契約は、売買代金の納付を同時とする契約及び売買代金の納付を後日とする契約に関わらず、令和8年2月18日(水)までの間に、土地売買契約書【標準様式】に従って締結します。指定の契約期間内に契約ができなかった場合、売買契約を行う権利を失うと同時に、入札保証金は返還されませんのでご注意ください。

(2) 場所

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室（本館5階）

(3) 契約の方式

契約は、売買代金の納付の方法に応じて次の2種類から選択できます。

① 売買代金の納付を同時とする契約

契約時に売買代金（現金又は銀行保証小切手）を納付していただき、契約と同時に物件を引渡す契約です。

② 売買代金の納付を後日とする契約

売買代金の全額納付を停止条件とする売買契約を締結します。

- ・ 契約日から30日以内に全額を納付していただきます。
- ・ 売買代金が全額納付されるまで物件の引渡しは行われません。
- ・ 契約時に契約保証金を徴収いたします。ただし、契約保証金は入札保証金と同額で、納付済の入札保証金を契約保証金とするため、新たな金銭を納付する必要はありません。
- ・ 指定の納付期限までに契約金額の全額が納付されない場合は、契約は破棄され、また落札者が納付した契約保証金は高槻市に帰属します。

(4) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に高槻市より送付します）
- ② 印鑑（「入札参加申込書兼誓約書」に押印したものと同一もの）
- ③ 土地売買契約書に貼付する収入印紙（落札者の負担となります）
- ④ 所有権移転登記に伴い必要となる収入印紙（落札者の負担となります）

(5) 注意事項

- ① 契約名義人は、落札した買受申込者（共有名義で申込をした場合は共有者全員）となります。
- ② 落札者は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ③ 落札後、落札者の都合により契約締結を辞退する場合、入札保証金は高槻市に帰属し、次回の入札には参加できません。

1 2 契約保証金の返還

落札者の契約保証金は、売買代金に充当することはできません。売買代金の納付を同時とする契約の場合は土地売買契約の締結後、もしくは売買代金の納付を後日とする契約の場合は土地売買代金の納付後、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、返還します。ただし、利息は付きません。

返還には、土地売買契約後 2～3 週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することになりますのでご注意ください。

1 3 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金全額の入金確認後、高槻市が行います。契約者は、登記に必要な書類の提出と登記に要する費用（登録免許税）の負担をお願いします。

また、所有権の移転登記と同時に 10 年間の買戻特約の登記を行うものとします。これについて、契約者が契約日より 10 年を経過しないうちに第三者に所有権移転する旨の申し出があった場合で、その理由を本市が正当と認めるときは、買戻特約登記を抹消することができます。ただし、解体撤去が完了するまでの間については、いかなる理由があっても、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件に賃借権、その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。

1 4 用途制限等

売買契約にあたっては、次のとおり用途の制限に関する特約を付しますのでご注意ください。これら特約に違反した場合は、契約を解除し、売買代金の 20%相当額の違約金を徴収します。

(1) 風俗営業の禁止

当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供する事はできません。

(2) 暴力団の事務所等への利用の禁止

当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に供することはできません。

※詳細については、土地売買契約書【標準様式】（P69 参照）を必ずご確認ください。

1 5 その他注意事項

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (3) 各図面は、あらかじめ現地の概要を掴んでいただくために作成した図面で、現況をすべて正確に表したものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (4) 売買物件の土地利用に関する地域住民等との調整については、すべて契約者において行っていただきます。
- (5) 工作物の埋存物等についても、極力特記事項に記載していますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
- (6) 本入札は、物件番号1－1及び1－2両敷地の一括売却とし、単独での売却は行いません。
- (7) 売買物件にある既存構造物の一部に石綿が含まれていることを確認しています。解体撤去にあたってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。なお、建物等の内部に存在している物品等については、契約者において法令等に基づき適切に処理してください。
- (8) 売買物件の一部に土壤汚染されている区域があります。このことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。
- (9) 契約者は売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第4条第1項に規定する消費者に該当する場合は、先の権利を行使することができます。
- (10) 売買物件を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築確認や開発行為にあたっては、都市計画法、建築基準法等の関係法令等を遵守し、行政指導があった場合はこれに従ってください。
- (11) 所有権移転後、高槻市が売買物件への立ち入りや作業が必要となった場合、協力してください。

1 6 申請書類及び記載例

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 質問票 | ・ ・ ・ ・ P16 |
| ② 「入札参加申込書兼誓約書」 | ・ ・ ・ ・ P17 |
| ③ 「入札参加申込書兼誓約書」(【記載例】個人(1名)で申し込む場合) | ・ ・ ・ ・ P18 |
| ④ 「入札参加申込書兼誓約書」(【記載例】個人(2名)で申し込む場合) | ・ ・ ・ ・ P19 |
| ⑤ 「入札参加申込書兼誓約書」(【記載例】法人で申し込む場合) | ・ ・ ・ ・ P20 |
| ⑥ 「暴力団排除に関する誓約書」 | ・ ・ ・ ・ P21 |
| ⑦ 「暴力団排除に関する誓約書」(【記載例】) | ・ ・ ・ ・ P22 |

質 問 票	
質問内容	
質問者	氏 名 (法人名) 担当者名 電話番号
回答	☐ F A Xでの回答を希望 F A X番号 () ☐ メールでの回答を希望 メールアドレス ()

※質問内容及び回答については、全入札者に周知するため、個人情報を削除し、高槻市ホームページで公開することがあります。

(様式第 1 号)

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札に参加したいので、令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領における【入札に参加できない方】のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

(宛先)

令和 年 月 日

高槻市長

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

電話番号

(共有名義の場合)

共有者 1 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

共有者 2 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者)

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1 - 1 及び 1 - 2	高槻市殿町 7 2 3 番 2 外 7 筆 高槻市殿町 3 8 番 8 外 1 筆	

2 添付書類

① 個人の場合は、入札者の住民票 1 通

② 法人の場合は、代表者事項証明書 1 通又は履歴事項全部証明書 1 通

③ 暴力団排除に関する誓約書 1 通

※上記①及び②の書類については、発効日から 3 ヶ月以内のものがが必要です。

また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】個人（１名）で申し込む場合

（様式第１号）

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札に参加したいので、令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領における【入札に参加するにあたっての注意事項】を必ず読んで、当しないことを誓約いたします。

必ず住民票のとおり記載
してください。

令和 年 月 日

入札者 住 所 高槻市桃園町 2 番 1 号

（所在地）

氏 名 高槻 太郎

（法人名及び代表者）

電話番号 ●●●—●●●—●●●●

本要領 P6 を参照し、必
ず該当がないことを確
認してください。

印

（共有名義の場合）

共有者 1 住 所

（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者）

押印してください。

（認印も可能です。ただし、以後押印の際は同じ印鑑を使用し
てください。）

共有者 2 住 所

（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者）

印

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1-1 及び 1-2	高槻市殿町 7 2 3 番 2 外 7 筆 高槻市殿町 3 8 番 8 外 1 筆	○

2 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票 1 通
 - ② 法人の場合は、代表者事項証明書 1 通又は履歴事項全部証明書 1 通
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書 1 通
- 上記①及び②の書類については、発効日から 3 ヶ月以内のものがが必要です。
また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】個人（2名）共有で申し込む場合

（様式第1号）

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札に参加したいので、令和7年度第2回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和7年度第2回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領における【入札に参加する者】に該当しないことを誓約いたします。

住民票のとおり住所・氏名を記載してください。以後の入札や入札保証金の支払等の手続きは、入札者に代表して行っていただきます。

主 所 大阪府高槻市桃園町2番1号
（所在地）
氏 名 高槻 太郎
（法人名及び代表者）
電話番号 ●●●●—●●●●—●●●●

令和 年 月 日

本要領 P6 を参照し、必ず該当がないことを確認してください。

印

印

押印してください。
（認印も可能です。ただし、以後同じ印鑑を使用してください。）

（共有名義の場合）

共有者1 住 所 大阪府高槻市桃園町2番1号
（所在地）
氏 名 高槻 花子
（法人名及び代表者）

1人目共有者の住所・氏名を記載してください。共有者が2人の場合は、共有者2にも住所・氏名を記載してください。共有者が3人以上の場合は、担当までご連絡をお願いいたします。

住 所
（所在地）
氏 名
（法人名及び代表者）

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1-1 及び 1-2	高槻市殿町723番2外7筆 高槻市殿町38番8外1筆	○

2 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票1通
 - ② 法人の場合は、代表者事項証明書1通又は履歴事項全部証明書1通
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書1通
- 上記①及び②の書類については、発効日から3ヶ月以内のものがが必要です。
また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

【記載例】 法人で申し込む場合

(様式第1号)

入札参加申込書兼誓約書

私は、高槻市が実施する下記の高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札に参加したいので、令和7年度第2回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領及び現地の状況を十分確認し、必要書類を添えて参加申込みします。

なお、令和7年度第2回高槻市有財産（土地）売払条件付一般競争入札実施要領における【入札に参加できない方】のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

(宍生)

令和 年 / 月 日

・商業登記簿記載の住所・会社名・代表者を記載してください。(会社名だけでなく、必ず代表者名も記載してください。)

・不動産登記の名義となるため、会社の支店長や担当者名で申し込むことはできません。必ず代表者が申し込んでください。

高槻市桃園町2番1号

〇〇不動産株式会社
代表取締役 高槻 次郎

印

本要領 P6 を参照し、必ず該当がないことを確認してください。

(共有名義の場合)

共有者1 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及

共有者2 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者)

押印してください。

（契約印等の印鑑も利用可能です。ただし、社印ではなく、代表者印を用い、以後押印の際は同じ印鑑を使用してください。

印

印

* 共有名義で参加の場合、入札者欄に記載された方が代表者となって、入札手続きなどを行っていただくことになります。

1 入札参加申込物件

物件番号	所在地	参加の有無 (参加希望の物件に○を記入)
1-1及び 1-2	高槻市殿町723番2外7筆 高槻市殿町38番8外1筆	○

2 添付書類

- ① 個人の場合は、入札者の住民票 1 通
② 法人の場合は、代表者事項証明書 1 通又は履歴事項全部証明書 1 通
③ 暴力団排除に関する誓約書 1 通
- 上記①及び②の書類については、発効日から 3 ヶ月以内のものがが必要です。
また、共有名義で参加申込の場合は、全員これらの書類が必要です。

暴力団排除に関する誓約書

私は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	はい・いいえ
2	前項のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出ます。	はい・いいえ
3	第1項の排除対象者に該当しないことを確認するため、市が高槻警察署長へ照会することに同意します。	はい・いいえ
4	前項の照会に当たり、市から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から高槻警察署長へ提出されることに同意した上で、速やかに提出します。	はい・いいえ

令和7年 月 日

（宛先）高 槻 市 長

〔住 所〕（法人・団体にあつては事務所所在地）

〔商号又は名称〕

フリガナ _____

〔氏 名〕（法人の場合は代表者）

フリガナ _____

〔生 年 月 日〕 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

※ 高槻市では、高槻市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【記載例】

暴力団排除に関する誓約書

私は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申し立ては行いません。

記

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	☒ はい・ ☐ いいえ
2	前項のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出ます。	☒ はい・ ☐ いいえ
3	第1項の排除対象者に該当しないことを確認するため、市が高槻警察署長へ照会することに同意します。	☒ はい・ ☐ いいえ
4	前項の照会に当たり、市から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から高槻警察署長へ提出されることに同意した上で、速やかに提出します。	☒ はい・ ☐ いいえ

令和7年 月 日

（宛先）高槻市長

【住所】（法人・団体にあつては事務所所在地）

高槻市桃園町2番1号

参加申込日と同日の日付を記入してください。

【商号又は名称】

フリガナ マルマルフドウサンカブシキカイシャ

個人の場合は「商号又は名称」の記入不要です。

〇〇不動産株式会社

【氏名】（法人の場合は代表者）

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク タカツキ ジロウ

代表取締役 高槻 次郎

【生年月日】 1978年 1月 1日 生

※ 高槻市では、高槻市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

1 7 物件調書

物件 番号	種別	所 在 地 (住居表示)	地目	実測面積(m ²)
1 - 1	土地	高槻市殿町7 2 3 番2 外7 筆 (高槻市殿町1 4 番街区内)	宅地	3, 187. 57 m ²
1 - 2	土地	高槻市殿町3 8 番8 外1 筆 (高槻市殿町1 2 番街区内)	雑種地	1, 646. 60 m ²

【注意事項】

- (1) 本物件は**現状有姿（あるがままの形）**での引渡しとなります。本物件には、当該物件上のすべての工作物、設置物（フェンス、木柵、擁壁、舗装、埋設管等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先します。
- (2) 本物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。市では越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合でも同様です。
- (3) 公共下水道・水道・都市ガス等の引き込み状況については、次ページ以降の各物件調書を参照してください。なお、引き込みが必要な場合、それぞれ受益者負担金等の費用がかかります。
- (4) 地下埋設物については、掘削その他特別の調査が必要になるため、本要領に記載されていない地下埋設物が生じた場合、契約者の費用負担にて解体、撤去してください。

物件番号 1 - 1

物件調書（西敷地）

土地に関する調書		住居表示		高槻市殿町 14 番街区内						
		地番(所在)		高槻市殿町 723 番 2、713 番 1、715 番 3、715 番 5、723 番 1、1561 番 1、1562 番、1563 番						
地目	登記	宅地	地積	公簿	3,187.57 m ²		所有権以外 の権利	無	土地の 状況	既存建 物等有
	現況	宅地		実測	3,187.57 m ²					
接面道路 の状況			種別	幅員	接道の 長さ	建築基準法上の道路の扱い		道路境界線後退 の有無		
		北側	—	—	—	—		—		
		東側	—	—	—	—		—		
		南側	—	—	—	—		—		
		西側	公道	6.2m	11.20m	法第 42 条第 1 項第 1 号		無		
私道負担の有無		無	私道負担の内容		—					
法令に 基づく 制限	都市計画区域		市街化区域			用途地域		第一種住居地域		
	建ぺい率		60%			容積率		200%		
	高度地区		指定無			防火指定		準防火地域		
	日影規制		10m を超える場合、有			風致地区		指定無		
	砂防地区		指定無			建築協定		指定無		
	地区計画区域外		土砂災害警戒区域外			宅地造成等工事規制区域外		埋蔵文化財包蔵地区区域外		
供給 処 理 施 設		利用可能な施設		配管等の状況			照会先（電話番号）			
	上水道	市営水道		引込管有			高槻市水道部給水収納課（072-674-7945）			
	下水道	公共下水		引込管有			高槻市下水河川企画課（072-674-7432）			
	ガス	ガス施設		引込管有			大阪ガスネットワーク㈱（06-6586-1076）			
	電気	電力施設		引込線有			関西電力送配電㈱（0800-777-3081）			
土壌汚染調査の有無		有	土壌汚染調査の内容			土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定に基づく調査				
地下埋設物調査の有無		有	地下埋設物の内容			北端部の污水管や水路管、南側の水路管、上水配水管、杭				
土地占用の有無		無	占用の内容			—				
交通機関		J R 京都線「高槻」駅へ約 1.4km（道路距離） 阪急京都線「高槻市」駅へ約 2.0km（道路距離）								
校 区	小学校		高槻市立芥川小学校							
	中学校		高槻市立第二中学校							
特記事項		・当該地には建物等がありますが、現状有姿での引渡しとなります。契約者の費用負担と責任において、関係法令を遵守し解体を行ってください。 ・当該地には地下埋設管があります。詳しくは P50、P67、P68 を参照ください。なおこれ以外の地下埋設物については、掘削その他特別の調査が必要になるため、確認できていません。 ・ガス管は敷地周囲（北側通路、北西道路、西側水路の一部）に埋設されています。詳細はガス会社にお問い合わせください。 ・当該地の一部に土壌汚染を確認している区域があります。 ・当該地は家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に一部指定されています。 ・当該地は特定都市河川流域に該当しています。								

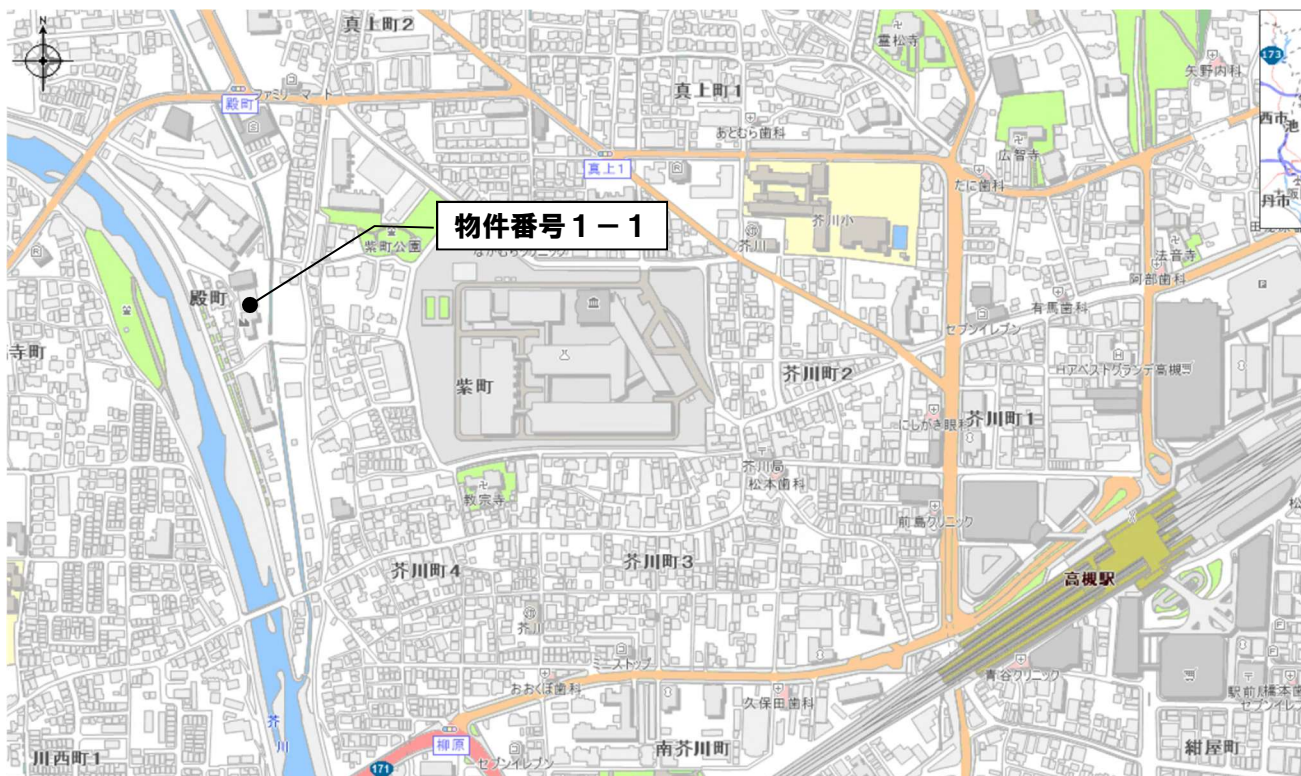
建物に関する調査		元環境科学センター … (A)						
種類	事務所	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	床面積	1階	356 m ²	計 678.27 m ²	
					2階	322 m ²		
付属建物の有無		無	築年月日	平成4年3月		所有権以外の権利		無
新築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—		増改築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—
	検査済証の有無		—			検査済証の有無		—
建築基準法第12条の規定により実施した定期調査報告書の有無					—			
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物で ある場合、新耐震基準等に適合していることを証する書類				—	書類名：			
耐震診断の有無			無	耐震診断の内容		—		
石綿使用調査結果の記録の有無			有	石綿使用調査の内容		図面及び目視、分析調査にて特定		
特記事項		・ 上記の内容は、主要な項目をまとめたものです。記載外の内容はご自身で調査していただき、質問や詳細については、関係課にお問い合わせください。 ・ 売却地上に存在するすべての建物及び工作物等は、現状有姿での譲渡となります。契約者の費用負担と責任において、都市計画法、建築基準法等の関係法令を遵守し、解体を行ってください。 ・ 建物等の内部に残存している物品等については、契約者において法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 既存建物には石綿が含まれていることを確認しています。解体撤去にあたってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負いません。そのため、建物解体時に石綿使用調査と異なる内容や新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はいたしません。入札までに閲覧等により調査の上、リスクについて十分理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。 ・ 既存建物の前にあった酸化槽の杭が地下に残存している可能性があります。詳細はP52をご確認ください。						

建物に関する調査		元芥川受水場（建物） …（B）						
種類	事務所	構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建		床面積	B1 階 1 階 2 階	128.94 m ² 188.68 m ² 121.84 m ²	計 439.46 m ²
付属建物の有無		無	築年月日	昭和 41 年 11 月 24 日		所有権以外の権利		無
新築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—		増改築時	確認の申請書及び添付図書 並びに確認済証の有無		—
	検査済証の有無		—			検査済証の有無		—
建築基準法第 12 条の規定により実施した定期調査報告書の有無						—		
昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建物で ある場合、新耐震基準等に適合していることを証する書類					—	書類名：		
耐震診断の有無			無	耐震診断の内容		—		
石綿使用調査結果の記録の有無			有	石綿使用調査の内容		図面及び目視、分析調査にて特定		
特記事項		・ 上記の内容は、主要な項目をまとめたものです。記載外の内容はご自身で調査していただき、質問や詳細については、関係課にお問い合わせください。 ・ 売却地上に存在するすべての建物及び工作物等は、現状有姿での譲渡となります。契約者の費用負担と責任において、都市計画法、建築基準法等の関係法令を遵守し、解体を行ってください。 ・ 建物等の内部に残存している物品等については、契約者において法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 既存建物には石綿が含まれていることを確認しています。解体撤去にあたってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。 ・ 本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負いません。そのため、建物解体時に石綿使用調査と異なる内容や新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はいたしません。入札までに閲覧等により調査の上、リスクについて十分理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。						

建物に関する調査		元芥川受水場（2、3号受水池） …（C）						
種類	受水池	構造	鉄筋コンクリート造	床面積	1階	—	容積 V=2,661 m ³	
					2階	—		
付属建物の有無		無	築年月日	昭和45年		所有権以外の権利		無
新築時	確認の申請書及び添付図書並びに確認済証の有無		—	増改築時	確認の申請書及び添付図書並びに確認済証の有無		—	
	検査済証の有無		—		検査済証の有無		—	
建築基準法第12条の規定により実施した定期調査報告書の有無					—			
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物である場合、新耐震基準等に適合していることを証する書類				—	書類名：			
耐震診断の有無		無	耐震診断の内容		—			
石綿使用調査結果の記録の有無		有	石綿使用調査の内容		図面及び目視、分析調査にて特定			
特記事項		・上記の内容は、主要な項目をまとめたものです。記載外の内容はご自身で調査していただき、質問や詳細については、関係課にお問い合わせください。 ・売却地上に存在するすべての建物及び工作物等は、現状有姿での譲渡となります。契約者の費用負担と責任において、都市計画法、建築基準法等の関係法令を遵守し、解体を行ってください。 ・既存構造物には石綿が含まれていることを確認しています。解体撤去にあたってはこのことに留意し、法令等に基づき適切に処理してください。 ・本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負いません。そのため、建物解体時に石綿使用調査と異なる内容や新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はいたしません。入札までに閲覧等により調査の上、リスクについて十分理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。						

物件番号 1 - 1

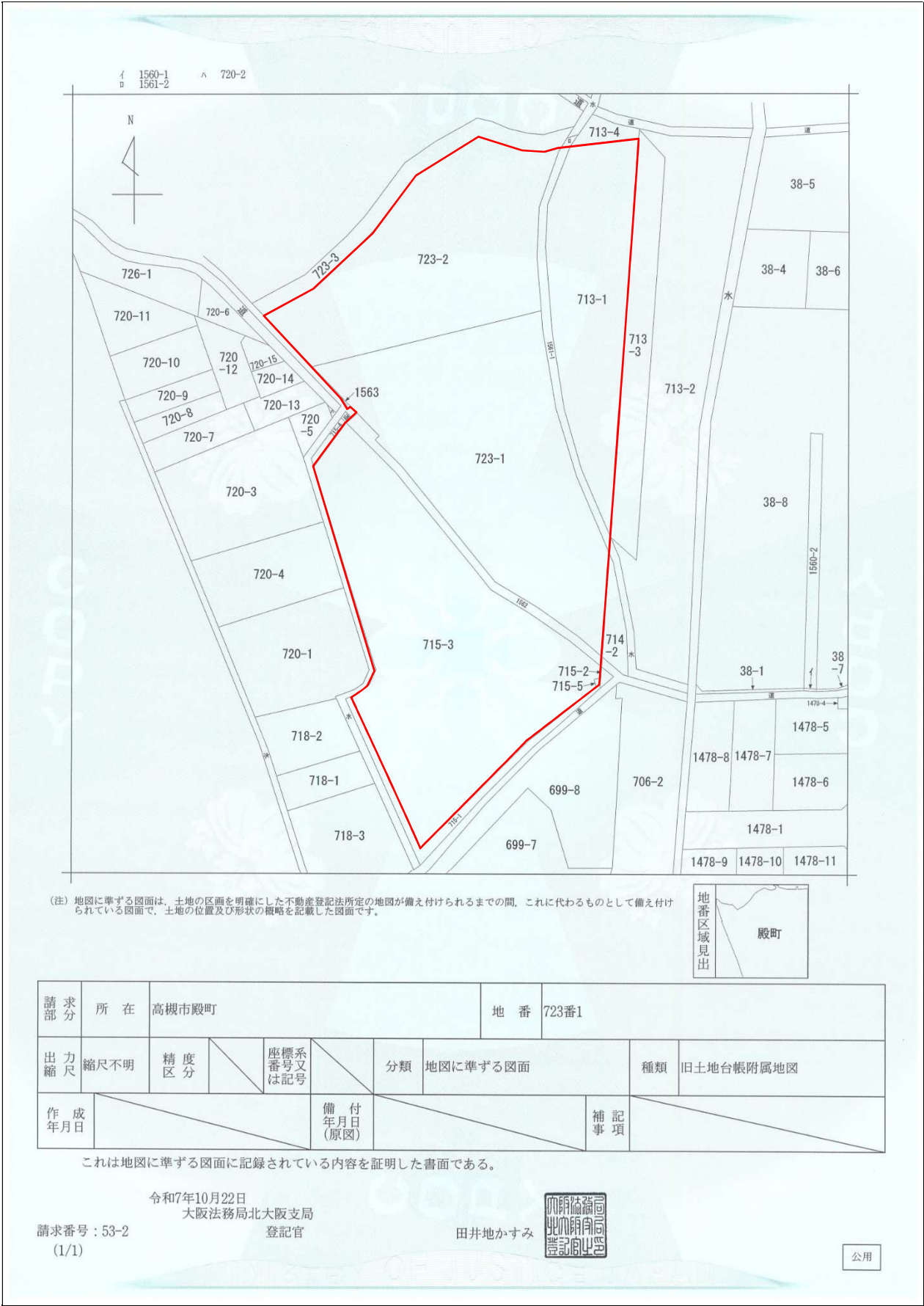
位置図



詳細図



公図



土地登記簿

公用 大阪府高槻市殿町 7 2 3 - 2 全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 4 年 5 月 2 1 日	不動産番号	1 2 1 0 0 0 2 8 9 9 1 0
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	高槻市殿町				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7 2 3 番 2	水道用地	8 8 3		7 2 3 番から分筆 〔平成 3 年 6 月 1 1 日〕	
余 白	宅地	8 8 3	0 1	②③平成 3 年 6 月 1 5 日地目変更 〔平成 3 年 6 月 1 5 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 4 年 5 月 2 1 日	
余 白	余 白	8 8 4	5 6	③錯誤 〔令和 5 年 3 月 2 7 日〕	
余 白	余 白	7 8 7	3 9	③ 7 2 3 番 2、7 2 3 番 3 に分筆 〔令和 6 年 3 月 1 9 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成 3 年 6 月 1 1 日 第 1 4 3 5 7 号	所有者 高 槻 市 順位 1 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 4 年 5 月 2 1 日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日
大阪府法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 5 1 7 7 8 (- 5 / 1 0)

1 / 1

公用

大阪府高槻市殿町713-1

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000110889
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市殿町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
713番1	田		403	余白	
余白	水道用地	余白		②昭和51年5月14日変更 〔昭和51年5月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日	
余白	宅地		403 00	②③平成28年12月28日地目変更 〔令和5年3月27日〕	
余白	余白		399 14	③錯誤 〔令和5年3月27日〕	
余白	余白		367 35	③713番1、713番4に分筆 〔令和6年3月19日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和50年9月17日 第30500号	原因 昭和50年9月16日売買 所有者 高 槻 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日

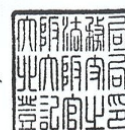


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (-1/10)

1/1

表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	1209010256853
地図番号	余 白	筆界特定	余 白	
所 在	大阪府高槻市殿町			余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	原因及びその日付〔登記の日付〕	
715番3	宅地	1042 70	715番1から分筆 〔令和5年3月27日〕	
余 白	余 白	1039 77	③715番3、715番4に分筆 〔令和6年3月19日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和5年3月20日 第13398号	所有者 高 槻 市 順位2番の登記を転写 令和5年3月20日受付 第13400号

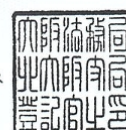


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (2 / 10)

1 / 1

表 題 部	(土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	1209010273186
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	高槻市殿町			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
715番5	宅地		296	715番1から分筆 〔令和7年3月18日〕	
余 白	余 白		295	③錯誤（職権） 〔令和7年3月31日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和5年3月20日 第13398号	所有者 高 槻 市 順位2番の登記を転写 令和7年3月18日受付 第13397号

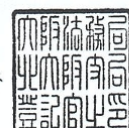


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (- 3 / 10)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000085997
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市殿町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
723番	田		1097	余白	
余白	水道用地	余白		②昭和51年5月14日変更 〔昭和51年5月15日〕	
余白	余白		1117	③727番8を合筆 〔平成2年12月11日〕	
余白	余白		1543	③714番1を合筆 〔平成3年6月11日〕	
723番1	余白		659	①③723番1、同番2に分筆 〔平成3年6月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日	
余白	宅地		659 00	②③平成28年12月28日地目変更 〔令和5年3月27日〕	
余白	余白		894 01	③錯誤 〔令和5年3月27日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成2年12月11日 第37741号	所有者 高 槻 市 順位2番の登記を移記
2	合併による所有権登記	平成3年6月11日 第14357号	所有者 高 槻 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日

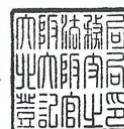


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (- 4 / 10)

1 / 1

表 題 部		(土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1209010256804
地図番号	余 白			筆界特定	余 白		
所 在	大阪府高槻市殿町					余 白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
1561番		宅地	54 26			不詳 〔令和5年3月27日〕	
1561番1		余 白	51 40			①③1561番1、1561番2に分筆 〔令和6年3月19日〕	
所 有 者	大 阪 府 高 槻 市						

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和7年9月17日 第48007号	所有者 大 阪 府 高 槻 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (- 8 / 10)

1 / 1

表 題 部		(土地の表示)		調製		余 白		不動産番号		1 2 0 9 0 1 0 2 5 6 8 0 5	
地図番号		余 白		筆界特定		余 白					
所 在		大阪府高槻市殿町						余 白			
① 地 番		②地 目		③ 地 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕			
1 5 6 2 番		宅地		4 3		6 0		不詳 〔令和5年3月27日〕			
所 有 者		大 阪 府 高 槻 市									

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和7年9月17日 第48007号	所有者 大 阪 府 高 槻 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (10/10)



1 / 1

表 題 部		(土地の表示)		調製		余 白		不動産番号		1 2 0 9 0 1 0 2 6 5 3 8 8	
地図番号		余 白		筆界特定		余 白					
所 在		高槻市殿町						余 白			
① 地 番		②地 目		③ 地 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕			
1 5 6 3 番		宅地				1 1 0		不詳 〔令和6年3月19日〕			
所 有 者		大 阪 府 高 槻 市									

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和7年9月17日 第48007号	所有者 大 阪 府 高 槻 市

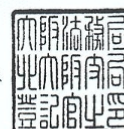


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51779 (1 / 2)

1 / 1

公用

登記年月日：令和6年3月19日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年10月22日
大阪府葛城郡北大阪支局

登記官

田井地かなみ



請求番号：5-7

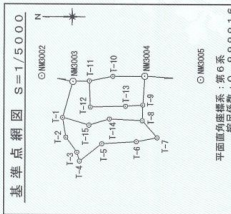
地積測量図

地番 723-2, 723-3

土地の所在 高槻市殿町

(世界測地系)

名称	X	Y
基本三角点等の名称及び座標値		
国測院 (高槻市の基準点)	-126986.309	-35842.482
国測院 (高槻市の基準点)	-127023.163	-35848.966
国測院 (高槻市の基準点)	-127107.854	-35842.554
国測院 (高槻市の基準点)	-127173.909	-35846.403



座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
(B)723-3	1148	-127030.143	-35943.616	2.73	4008 - 1148
	4008	-127031.749	-35941.398	9.23	4009 - 4008
	4009	-127029.981	-35932.332	1.47	4010 - 4009
	4010	-127029.028	-35931.200	11.63	4011 - 4010
	4011	-127021.481	-35922.340	8.25	4012 - 4011
	4012	-127015.488	-35915.702	3.11	4013 - 4012
	4013	-127015.382	-35910.303	2.48	4014 - 4013
	4014	-127015.329	-35908.902	2.86	4015 - 4014
	4015	-127015.249	-35906.024	2.86	4016 - 4015
	4016	-127015.466	-35902.019	4.02	4017 - 4016
	2002	-127012.722	-35902.023	2.21	1146 - 2002
	1146	-127010.509	-35902.027	4.83	1166 - 1146
	1166	-127013.246	-35906.008	2.96	1167 - 1166
	1167	-127013.329	-35908.968	1.42	1168 - 1167
	1168	-127013.383	-35910.388	2.80	1169 - 1168
	1169	-127013.514	-35913.188	3.70	1170 - 1169
	1170	-127014.802	-35916.663	8.60	1171 - 1170
	1171	-127019.913	-35922.585	11.70	1172 - 1171
	1172	-127021.501	-35932.493	0.95	1173 - 1172
	1173	-127026.116	-35933.224	10.58	1148 - 1173
借面積		194.317330	m ²	地積	
面積		97.1935690	m ²	97.15	
(A)723-2	4008	-127031.749	-35941.398	2.66	1147 - 4008
	1147	-127033.311	-35939.242	8.54	1163 - 1147
	1163	-127040.546	-35934.402	7.55	2001 - 1163
	2001	-127040.503	-35931.016	25.39	2001 - 1163
	1151	-127040.503	-35931.017	25.42	4017 - 1151
	4017	-127015.466	-35908.902	4.02	4016 - 4017
	4016	-127015.249	-35906.024	2.86	4015 - 4016
	4015	-127015.329	-35908.902	1.40	4014 - 4015
	4014	-127015.382	-35910.303	2.48	4013 - 4014
	4013	-127015.488	-35912.784	3.11	4012 - 4013
	4012	-127016.580	-35915.702	8.25	4011 - 4012
	4011	-127021.481	-35922.340	11.63	4010 - 4011
	4010	-127029.028	-35931.200	1.47	4009 - 4010
	4009	-127029.981	-35932.332	9.23	4008 - 4009
借面積		1574.790560	m ²	地積	
面積		387.3965280	m ²	地積	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	
面積		787.39	m ²	787.39	
面積		194.317330	m ²	194.317330	
面積		387.3965280	m ²	387.3965280	

公用

登記年月日：令和6年3月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月22日 大阪府北支局

登記官

田井地ふみ



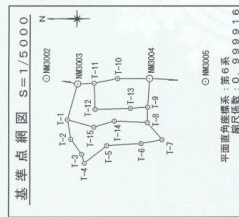
請求番号：5-2

地積測量図

地番 713-1, 713-4

土地の所在 高槻市殿町

点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35814.983
T-3	-127027.852	-35832.832
T-4	-127031.026	-35843.210
T-5	-127057.421	-35922.545
T-6	-127097.535	-35919.907
T-7	-127122.629	-35915.396
T-8	-127104.589	-35895.188
T-9	-127105.558	-35876.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.679	-35879.409
T-13	-127085.216	-35878.179
T-14	-127066.327	-35893.406
T-15	-127042.321	-35900.596



基本三角点等の名称及び座標値	X	Y
MM002 (座標点3 観測点)	-126956.309	-35842.482
MM003 (座標点3 観測点)	-127023.163	-35848.966
MM004 (座標点3 観測点)	-127107.854	-35842.554
MM005 (座標点3 観測点)	-127173.909	-35846.403

引照点座標一覧表	X	Y
点名		
引-1	-127012.796	-35888.301
引-2	-127008.889	-35900.231

引照点	X	Y
引-1	3.219	9.880
引-2	12.933	1.459

座標求積表

地番 NO	X	Y	辺長	測線
(B)713-4				
1108	-127011.045	-35901.115	0.94	2003 - 1108
2003	-127011.992	-35901.113	3.52	4018 - 2003
4018	-127015.516	-35901.108	9.80	4019 - 4018
4019	-127016.046	-35891.322	2.00	1107 - 4019
1107	-127014.045	-35891.268	6.61	1106 - 1107
1106	-127012.118	-35897.601	3.67	1108 - 1106
積面積		63.5786630 m ²		
(A)713-1				
4018	-127015.516	-35901.108	25.25	1154 - 4018
1154	-127040.772	-35901.066	1.76	1153 - 1154
1153	-127042.504	-35900.750	27.79	1150 - 1153
1150	-127069.125	-35892.741	53.09	4019 - 1150
4019	-127016.046	-35891.322	9.80	4018 - 4019
積面積		734.7078900 m ²		
合計		387.3534550 m ²		

令和6年3月13日測量

高槻市宮野町14番1

土地家屋調査士

中 廣 文

作成者

高槻市企業管理者 西岡博史

申請人

嘱託者 高槻市企業管理者 西岡博史

縮尺 1/500

境界線の種類
① 金 属 標
② 金 属 釘
③ コンクリート杭
④ プラスチック杭
⑤ マンホールポンプ

登記年月日：令和6年3月19日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年3月22日 大阪府葛城郡北大阪支局

登記官

田井地かすみ

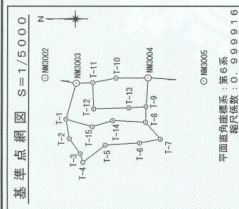


請求番号：5-4

地 積 測 量 図

地 番 715-3, 715-4
土地の所在 高槻市殿町

多 角 点 座 標 一 覧 表		
点 名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35914.953
T-3	-127027.562	-35932.832
T-4	-127031.026	-35843.210
T-5	-127057.421	-35922.545
T-6	-127097.535	-35919.967
T-7	-127122.629	-35915.396
T-8	-127104.889	-35895.188
T-9	-127105.558	-35876.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.579	-35879.409
T-13	-127065.216	-35873.179
T-14	-127066.327	-35893.406
T-15	-127042.231	-35900.596



(世界測地系)

基本三角点等の名称及び座標値		
名 称	X	Y
M3002 (基準点3 第6系点)	-126956.309	-35842.482
M3003 (基準点3 第6系点)	-127023.183	-35848.966
M3004 (基準点3 第6系点)	-127107.854	-35842.554
M3005 (基準点3 第6系点)	-127173.909	-35846.403

引 照 点 座 標 一 覧 表		
点 名	X	Y
1H-14	-127106.127	-35978.428

引 照 点		
測 点	1H-14	T-13
1103	20.104	16.158
4006	15.482	21.150

座 標 求 積 表

地 番	NO	X	Y	辺 長	測 線
(B)715-4	1136	-127059.888	-35926.459	0.79	4007 - 1136
	4007	-127060.771	-35926.317	3.73	2004 - 4007
	2004	-127058.795	-35923.146	0.91	1124 - 2004
	1124	-127058.053	-35923.703	3.36	1136 - 1124
		総面積	5.8531020 m ²	地 積	2.92 m ²
(A)715-3	4007	-127060.771	-35926.317	38.69	1141 - 4007
	1141	-127098.843	-35919.425	3.22	1142 - 1141
	1142	-127099.599	-35922.562	0.38	4001 - 1142
	4001	-127099.078	-35922.854	23.23	4002 - 4001
	4002	-127121.550	-35915.094	28.01	4003 - 4002
	4003	-127121.550	-35915.094	14.44	4004 - 4003
	4004	-127104.055	-35893.381	3.36	4005 - 4004
	4005	-127100.798	-35894.054	1.24	4006 - 4005
	4006	-127100.463	-35892.837	8.38	1103 - 4006
	1103	-127092.077	-35892.808	7.95	1129 - 1103
	1129	-127086.839	-35898.790	8.31	1127 - 1129
	1127	-127081.554	-35905.211	25.89	1125 - 1127
	1125	-127061.247	-35921.281	3.08	2004 - 1125
	2004	-127058.795	-35923.146	3.73	4007 - 2004
		総面積	2079.552870 m ²	地 積	1039.77 m ²
		面積	1039.776455 m ²	地 積	1039.77 m ²
		*公 式	$A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$		

令和6年3月13日測量

高槻市宮野町14番1

土地家屋調査士

中 広 文

(令和 6 年 3 月 18 日作成)

縮 1 / 500

申請人 嘱託者 高槻市企業管理者 西岡博史

境界線の種類	
①	金 属 標
②	金 属 板
③	コンクリート杭
④	プラスチック杭
⑤	マンホールポンチ

公用

登記年月日：令和7年3月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月22日 大阪法務局北大阪支局

登記官

甲井地六子

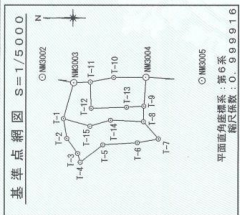


請求番号：5-5

地積測量図

地番 715-1, 715-5

土地の所在 高槻市殿町



(世界測地系)

基本三角点等の名称及び座標値

名称	X	Y
ME002 (高槻市3級基準点)	-126956.309	-35842.482
ME003 (高槻市3級基準点)	-127023.183	-35848.866
ME004 (高槻市3級基準点)	-127107.854	-35842.554
ME005 (高槻市3級基準点)	-1271173.909	-35846.403

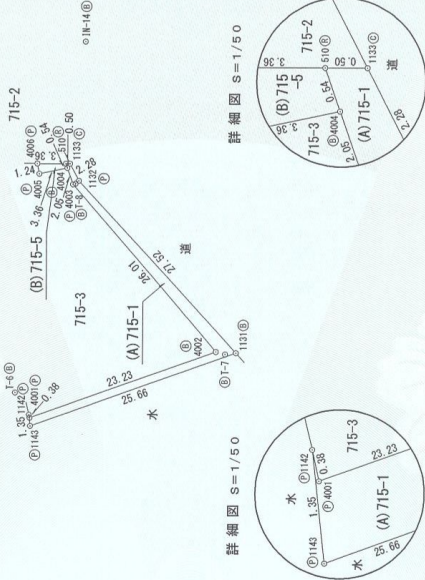
多角点座標一覧表

点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35914.883
T-3	-127027.852	-35932.832
T-4	-127031.026	-35943.210
T-5	-127051.421	-35922.545
T-6	-127097.935	-35919.967
T-7	-127122.629	-35915.396
T-8	-127104.989	-35895.198
T-9	-127105.558	-35916.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.679	-35879.409
T-13	-127065.216	-35893.405
T-14	-127066.327	-35900.596
T-15	-127042.231	-35900.596

座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
(B)715-5	4005	-127100.708	-35894.054	3.36	4004 - 4005
	4004	-127104.005	-35893.361	0.54	510 - 4004
	510	-127103.828	-35892.848	3.36	4006 - 510
	4006	-127100.463	-35892.837	1.24	4005 - 4006
		面積		5.9065320 m ²	地積
(A)715-1	1143	-127099.747	-35923.907	25.66	1131 - 1143
	1131	-127123.903	-35915.227	27.52	1132 - 1131
	1132	-127105.367	-35894.883	2.28	1133 - 1132
	1133	-127104.328	-35892.850	0.50	510 - 1133
	510	-127103.828	-35892.848	0.54	4004 - 510
	4004	-127104.005	-35893.361	2.05	4003 - 4004
	4003	-127103.675	-35915.040	20.01	4002 - 4003
	4002	-127120.529	-35915.094	2.38	1142 - 4001
	4001	-127099.678	-35922.934	0.38	1143 - 1142
	1142	-127099.599	-35922.562	1.35	1143 - 1142
		面積		114.7137820 m ²	地積
		面積		57.3568910 m ²	地積
		面積		57.35 m ²	地積

*公 式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$



引照点座標一覧表

点名	X	Y
1H-14	-127106.127	-35918.428

引照点

測点	引照点
1133	1H-14
4006	T-13

境界線の種類

①	金 属 標
②	金 属 板
③	コンクリート板
④	プラスチック板
⑤	マンホールポンテ

令和7年3月14日測量

高槻市宮野町14番1



土地家屋調査士

中 広 文

(令和7年3月17日作成)

申請人 高槻市企業管理者 西岡博史

縮尺 1/500

公用

登記年月日：令和5年3月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年10月22日 大阪府 大阪府庁 大阪府庁 大阪府庁

登記官

田井 かなみ



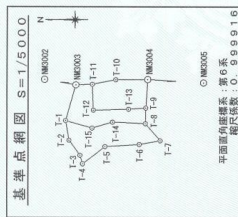
請求番号：5-6

地積測量図

地番 723-1

土地の所在 高槻市 殿町

多角点座標一覧表		
点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35814.963
T-3	-127027.852	-35932.832
T-4	-127031.026	-35843.210
T-5	-127057.421	-35922.545
T-6	-127097.935	-35915.967
T-7	-127122.629	-35915.396
T-8	-127104.989	-35895.198
T-9	-127105.558	-35876.707
T-10	-127070.227	-35842.725
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.679	-35878.409
T-13	-127065.216	-35883.406
T-14	-127066.327	-35883.406
T-15	-127042.321	-35900.596



基本三角点等の名称及び座標値		
名称	X	Y
MM002 (高槻市3号基準点)	-126986.309	-35842.482
MM003 (高槻市3号基準点)	-127023.163	-35848.966
MM004 (高槻市3号基準点)	-127107.854	-35842.554
MM005 (高槻市3号基準点)	-127113.909	-35845.403

引照点座標一覧表		
点名	X	Y
IN-13	-127061.144	-35883.320
IN-14	-127106.127	-35878.428

座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
723-1	2001	-127046.500	-35930.016	5.03	1160 - 2001
	1160	-127050.588	-35927.094	5.71	1161 - 1160
	1161	-127055.145	-35923.636	1.77	1162 - 1161
	1162	-127055.729	-35921.963	1.25	1164 - 1162
	1164	-127056.956	-35922.259	1.13	2005 - 1164
	2005	-127057.857	-35921.574	2.86	1165 - 2005
	1165	-127060.140	-35919.836	0.91	1126 - 1165
	1126	-127060.692	-35920.560	25.78	1128 - 1126
	1128	-127060.970	-35920.970	9.23	1130 - 1128
	1130	-127060.146	-35919.146	9.43	1149 - 1130
	1149	-127090.777	-35892.803	18.65	1149 - 1102
	1102	-127072.126	-35892.791	30.68	1152 - 1102
	1152	-127042.740	-35901.630	1.88	1151 - 1152
	1151	-127040.890	-35901.977	28.59	2001 - 1151
	面積		1788.923690 m ²	地積	
			884.016480 m ²		
			884.01 m ²		

令和5年3月15日測量

高槻市宮野町14番1

中 広 文

土地家屋調査士

作成者

嘱託者 高槻市水道事業管理者 上田 昌彦

申請人

縮尺 1/500

境界線の種類

① 金 属 標
② 金 属 標
③ コンクリート杭
④ プラスチック杭
⑤ マンホールポンチ

公用

登記年月日：令和6年3月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月22日 大阪府法務局 北大阪支局

登記官

田井地かすみ



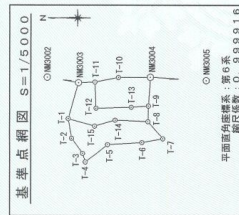
請求番号：5-15

地積測量図

地番 1561-1, 1561-2

土地の所在 高槻市殿町

多角点座標一覧表		
点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35814.953
T-3	-127021.852	-35832.832
T-4	-127031.026	-35943.210
T-5	-127057.421	-35922.545
T-6	-127097.935	-35919.967
T-7	-127122.029	-35915.396
T-8	-127104.989	-35895.186
T-9	-127105.558	-35876.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.679	-35870.409
T-13	-127055.216	-35878.179
T-14	-127066.327	-35883.406
T-15	-127042.231	-35900.596



基本三角点等の名称及び座標値		
名称	X	Y
NI0002 (高槻市3号基準点)	-126986.309	-35842.482
NI0003 (高槻市3号基準点)	-127023.163	-35848.966
NI0004 (高槻市3号基準点)	-127107.854	-35842.554
NI0005 (高槻市3号基準点)	-127113.909	-35846.403

引照点座標一覧表		
点名	X	Y
IN-1	-127012.796	-35888.301
IN-2	-127009.889	-35900.231
IN-13	-127081.144	-35883.320

引照点		
引照点	IN-1	IN-2
測点	2003	12.837
測点	1150	2.280

地番	NO	X	Y	辺長	測線
⑧1561-2	2002	-127012.722	-35902.023	2.74	4017 - 2002
	4017	-127015.050	-35891.674	3.52	4017 - 2002
	2003	-127011.982	-35901.113	1.16	2002 - 2003
	⑧1561-1	-127015.466	-35902.019	25.43	1151 - 4017
⑧1561-1	4017	-127015.466	-35902.019	25.43	1151 - 4017
	1151	-127042.740	-35901.620	30.68	1149 - 1152
	1152	-127042.740	-35901.620	3.00	1150 - 1149
	1149	-127072.126	-35892.791	27.79	1153 - 1150
	1150	-127098.125	-35900.750	1.76	1154 - 1153
	1153	-127042.504	-35901.096	25.25	4018 - 1154
	1154	-127040.772	-35901.108	0.91	4017 - 4018
	4018	-127015.516	102.8091110	51.4065555	51.40
	⑧1561-1	-127015.516	102.8091110	51.4065555	51.40
	⑧1561-1	-127015.516	102.8091110	51.4065555	51.40

令和6年3月13日測量

式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$

作成者

土地家産調査士 中 広 文



高槻市宮野町14番1
(令和6年3月18日作成)

申請人

嘱託者 高槻市企業管理者 西岡博史

縮尺

1/500

境界線の種類	
①	金 属 標
②	金 属 標
③	コンクリート杭
④	プラスチック杭
⑤	マンホールポンチ



登記年月日：令和5年3月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年3月27日 大阪府葛城郡高槻市役所

登記官

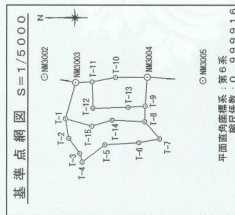
田井地かすみ



請求番号：5-12

土地積測量図

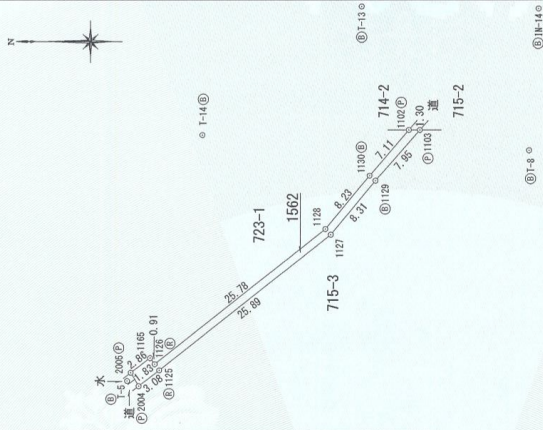
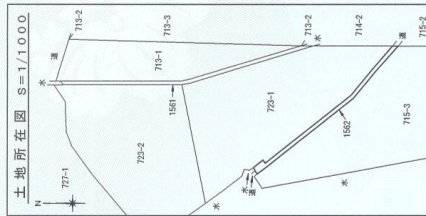
地番 1562
土地の所在 高槻市殿町



点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35914.883
T-3	-127027.852	-35942.832
T-4	-127031.026	-35943.210
T-5	-127051.421	-35922.545
T-6	-127091.935	-35919.967
T-7	-127122.629	-35915.596
T-8	-127104.989	-35905.188
T-9	-127105.588	-35876.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.240
T-12	-127043.679	-35878.409
T-13	-127035.216	-35878.179
T-14	-127066.327	-35893.406
T-15	-127042.231	-35900.596

(世界測地系)

名称	X	Y
NM3002 (高槻市3級基準点)	-126866.309	-35842.482
NM3003 (高槻市3級基準点)	-127023.163	-35846.966
NM3004 (高槻市3級基準点)	-127107.854	-35842.554
NM3005 (高槻市3級基準点)	-127173.909	-35846.403



座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
1562	2004	-127058.795	-35923.146	3.08	1125 - 2004
	1125	-127061.281	-35921.281	25.89	1127 - 1125
	1127	-127081.554	-35905.211	8.31	1129 - 1127
	1129	-127086.839	-35886.790	7.95	1103 - 1129
	1103	-127092.077	-35892.808	1.30	1102 - 1103
	1102	-127090.777	-35892.803	7.11	1130 - 1102
	1130	-127090.777	-35892.200	8.23	1128 - 1130
	1128	-127086.146	-35894.557	25.78	1126 - 1128
	1126	-127080.913	-35893.960	0.91	1165 - 1126
	1165	-127080.913	-35893.960	2.48	2005 - 1165
	2005	-127057.857	-35921.574	1.83	2004 - 2005
座標積		87.2955440			m ²
面積		43.6282620			m ²
地積		43.60			m ²

点名	X	Y
1H-14	-127106.127	-35878.428
1H-14	-127106.127	-35878.428

引照点	X	Y
1H-14	-127106.127	-35878.428
1H-14	-127106.127	-35878.428
1H-14	-127106.127	-35878.428

境界線の種類	②	③	④	⑤	⑥
金					
金					
コンクリート杭					
プラスチック杭					
マンホールポンチ					

令和5年3月15日測量

作成者 中 広 文
土地家屋調査士

高槻市宮野町14番1
(令和5年3月17日作成)

申請人 嘱託者 高槻市水道事業管理者 上 田 昌 彦

縮尺 1/500

登記年月日：令和6年3月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和6年10月22日 大阪法務局 北大阪支局

登記官

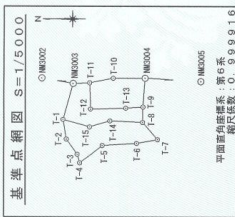
田井地かすみ



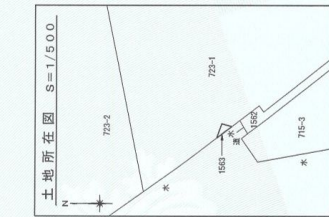
請求番号：5-13

土地積測量図

地番	1563
土地の所在	高槻市殿町



点名	X	Y
T-1	-127011.186	-35891.674
T-2	-127015.050	-35914.983
T-3	-127027.952	-35932.832
T-4	-127031.026	-35943.210
T-5	-127057.421	-35922.545
T-6	-127097.935	-35919.907
T-7	-127122.629	-35915.206
T-8	-127104.899	-35895.188
T-9	-127105.858	-35876.707
T-10	-127070.237	-35842.735
T-11	-127042.578	-35848.249
T-12	-127043.679	-35879.409
T-13	-127085.216	-35878.179
T-14	-127066.327	-35893.406
T-15	-127042.231	-35900.596



(世界測地系)

名称	X	Y
NM0002 (高槻市の級基準点)	-126986.309	-35842.482
NM0003 (高槻市の級基準点)	-127023.163	-35848.966
NM0004 (高槻市の級基準点)	-127107.854	-35842.554
NM0005 (高槻市の級基準点)	-127173.909	-35846.403

点名	X	Y
引照点 NH-4	-127054.656	-35925.850

測点	引照点
1161	NH-4
1164	T-5

座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
1563	1161	-127055.145	-35923.636	2.27	1164 - 1161
	1164	-127056.956	-35922.259	1.25	1162 - 1164
	1162	-127056.729	-35921.963	1.77	1161 - 1162
積面積		2.2118500 m ²		面積	
面積		1.059325 m ²		地積	
		1.10 m ²		式	

* 公 式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$

令和6年3月13日測量

作成者	高槻市宮野町14番1 土地家屋調査士 中 広 文
-----	-----------------------------

申請人	高槻市企業管理者 西岡 博史
-----	----------------



縮尺	1/100
----	-------

境界線の種類
① 金 属 標
② 金 属 板
③ コンクリート杭
④ プラスチック杭
⑤ マンホールポンプ

物件番号 1 - 1

現況写真（全景）



現況写真（A）



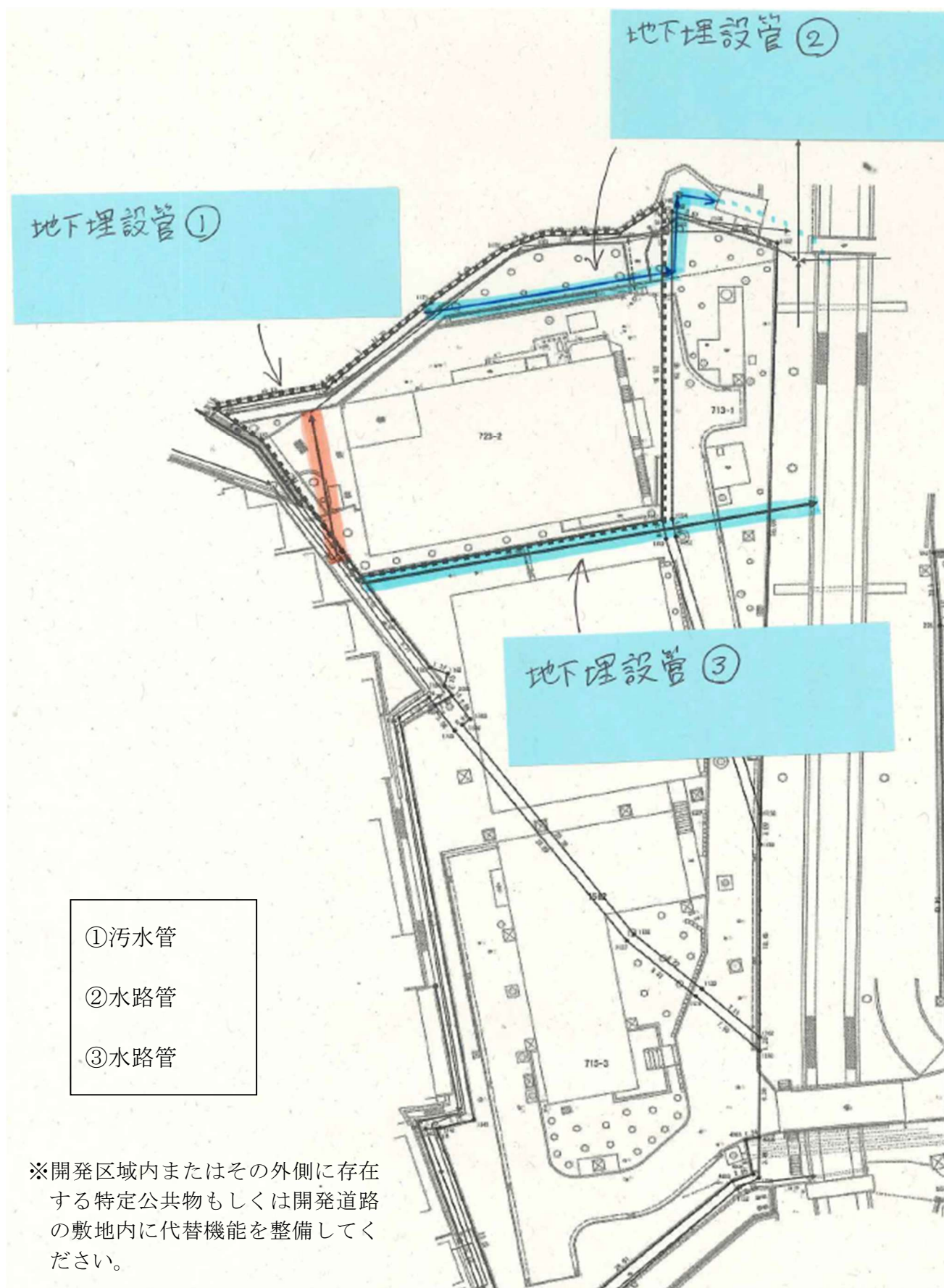
現況写真（B）



現況写真 (C)



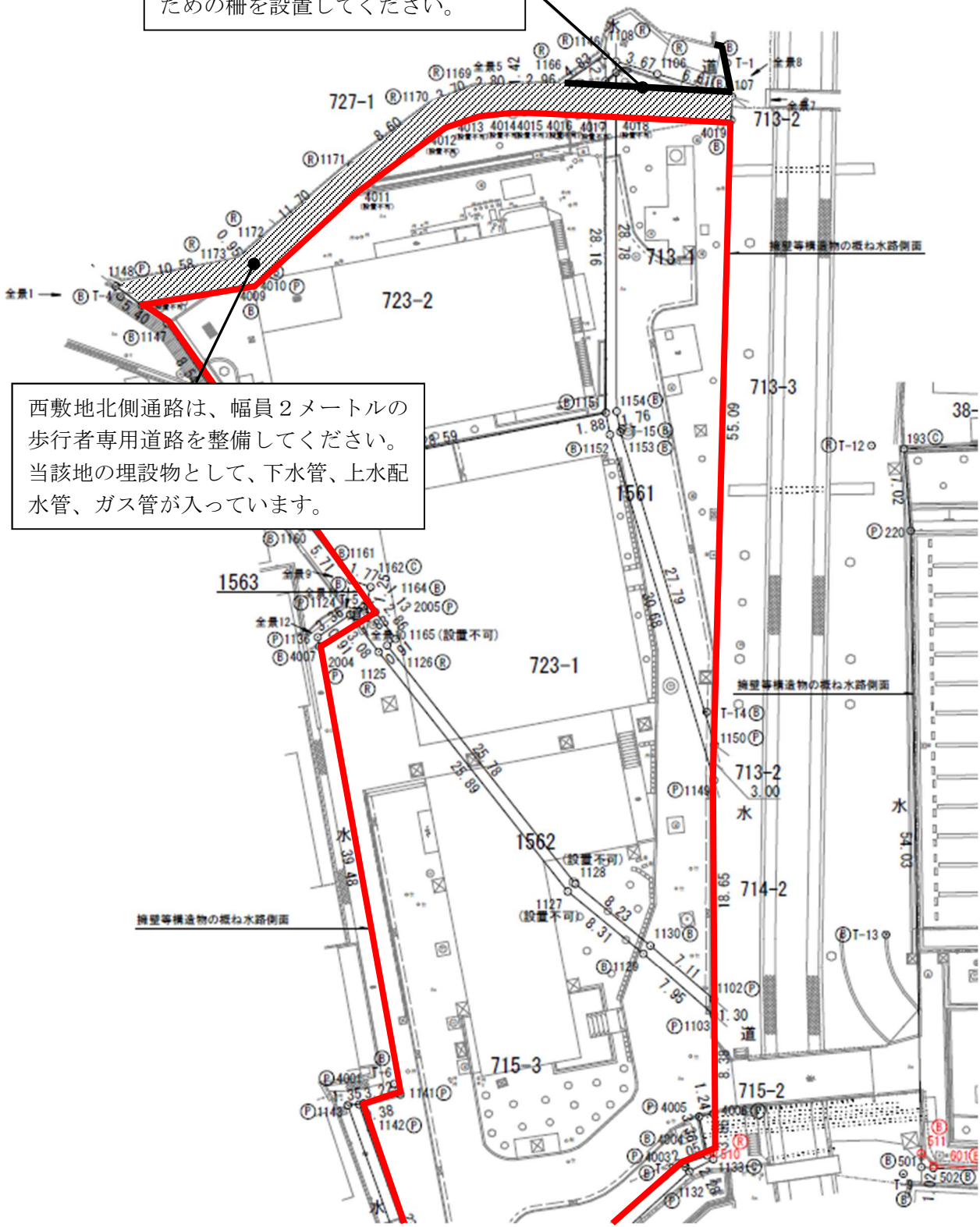
売払物件内の機能がある既設埋設管の状況



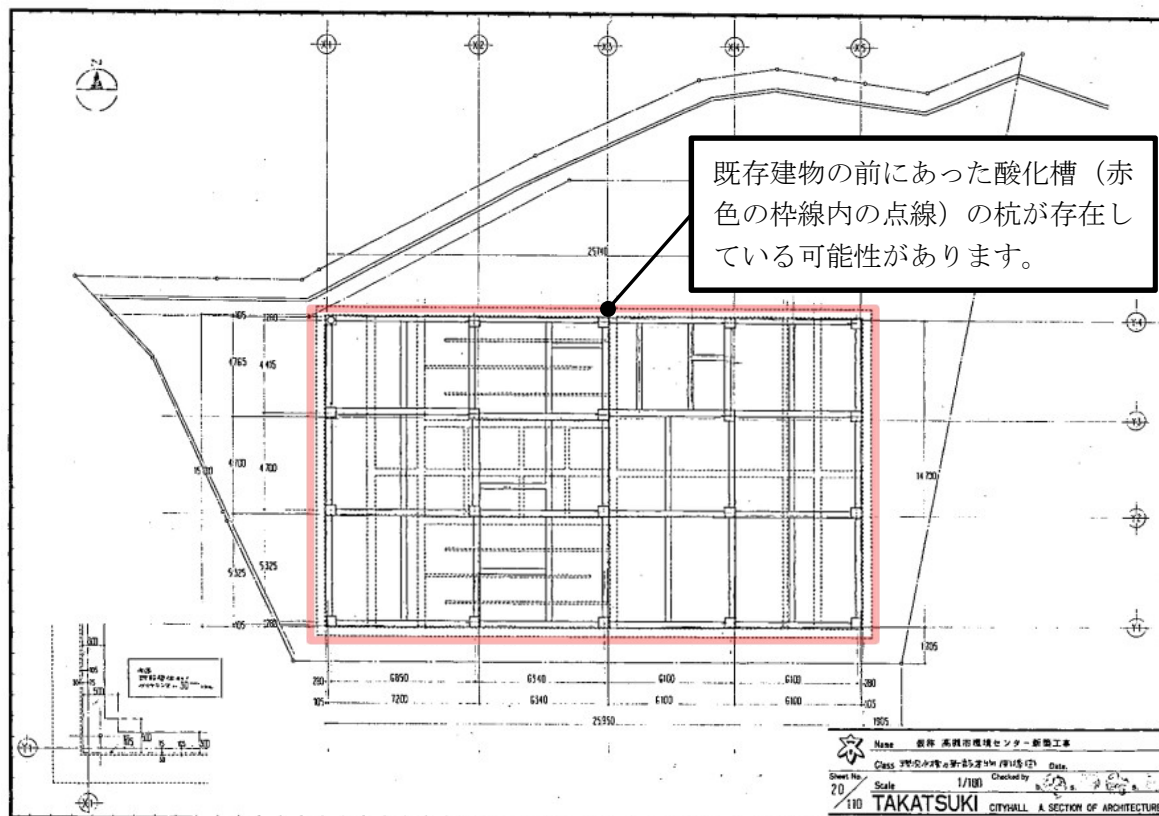
売払物件の周囲に位置する売払物件範囲外の条件（西敷地）

北側東端の水路用地は、用地管理のための柵を設置してください。

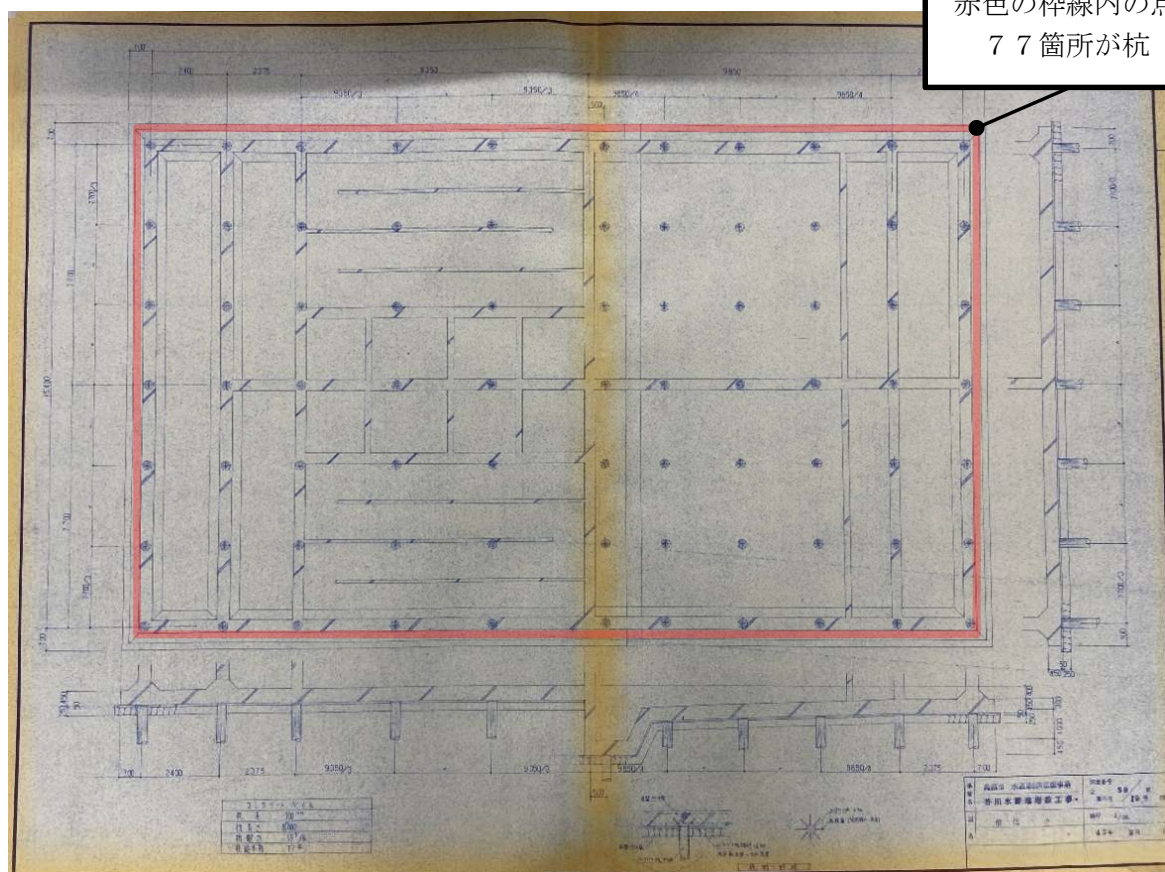
西敷地北側通路は、幅員２メートルの歩行者専用道路を整備してください。当該地の埋設物として、下水管、上水配水管、ガス管が入っています。



売払物件内に残存している可能性のある埋設物（杭）の状況



杭の配置図（77本）



物件番号 1 - 2

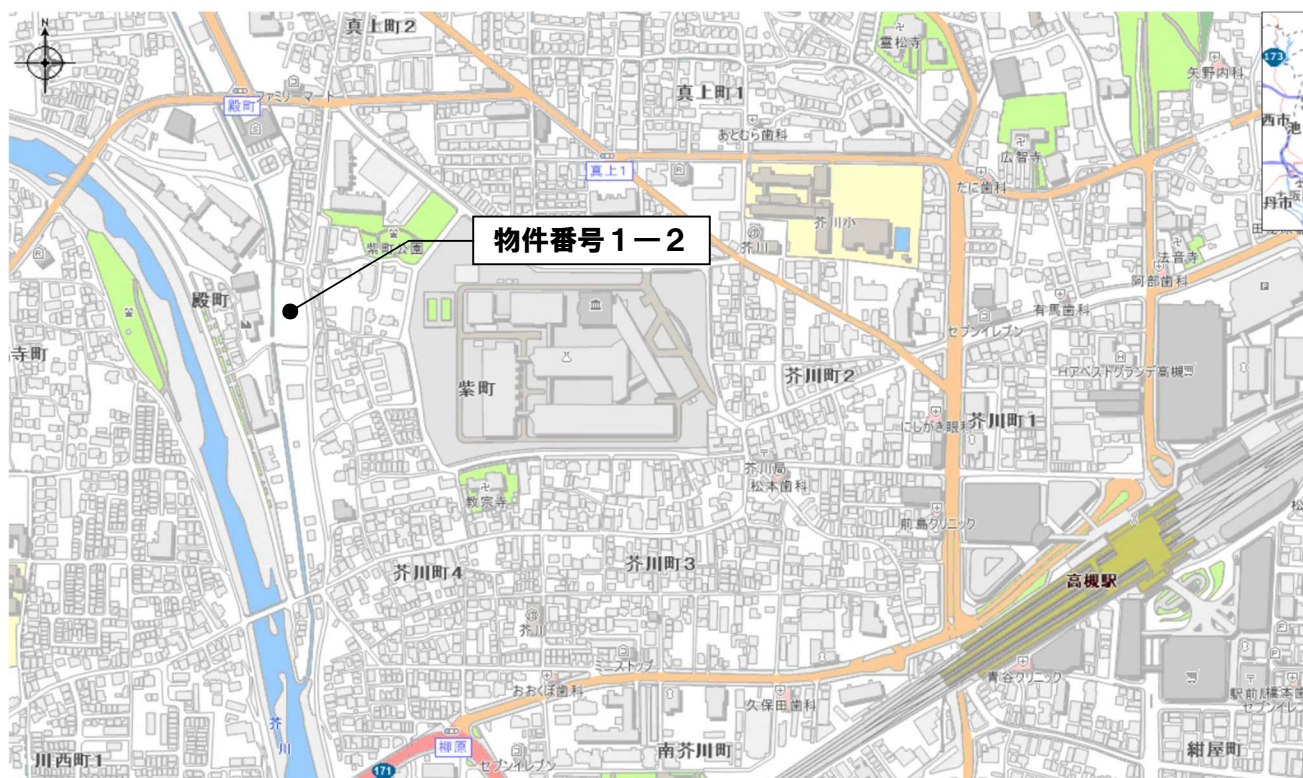
物件調書（東敷地）

土地に関する調書		住居表示		高槻市殿町 12 番街区内					
		地番(所在)		高槻市殿町 38 番 8、1560 番 2					
地目	登記	雑種地	地積	公簿	1,646 m ²	所有権以外 の権利	無	土地の 状況	既存建 物等有
	現況	雑種地		実測	1,646.60 m ²				
接面道路 の状況			種別	幅員	接道の 長さ	建築基準法上の道路の扱い		道路境界線後退 の有無	
		北側	—	—	—	—		—	
		東側	公道	約 6～8m	63.29m	法第 42 条第 1 項第 1 号		無	
		南側	公道	1.21m	27.54m	非該当		無	
		西側	—	—	—	—		—	
私道負担の有無		無	私道負担の内容		—				
法令に 基づく 制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域		第一種住居地域		
	建ぺい率		6 0 %		容積率		2 0 0 %		
	高度地区		指定無		防火指定		準防火地域		
	日影規制		10m を超える場合、有		風致地区		指定無		
	砂防地区		指定無		建築協定		指定無		
	地区計画区域外		土砂災害警戒区域外		宅地造成等工事規制区域外		埋蔵文化財包蔵地区区域外		
供 給 処 理 施 設		利用可能な施設		配管等の状況		照会先（電話番号）			
	上水道	市営水道		引込管無		高槻市水道部給水収納課（072-674-7945）			
	下水道	公共下水		引込管無		高槻市下水河川企画課（072-674-7432）			
	ガス	ガス施設		引込管無		大阪ガスネットワーク(株)（06-6586-1076）			
	電気	電力施設		引込線有		関西電力送配電(株)（0800-777-3081）			
土壌汚染調査の有無			有	土壌汚染調査の内容		土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定に基づく調査			
地下埋設物調査の有無			有	地下埋設物の内容		上水配水管			
土地占用の有無			無	占用の内容		—			
交通機関		J R 京都線「高槻」駅へ約 1.4km（道路距離） 阪急京都線「高槻市」駅へ約 2.0km（道路距離）							
校 区	小学校		高槻市立芥川小学校						
	中学校		高槻市立第二中学校						
特記事項		・当該地には建物等がありますが、現状有姿での引渡しとなります。契約者の費用負担と責任において、関係法令を遵守し解体を行ってください。 ・当該地は特定都市河川流域に該当しています。 ・道路境界線後退について、開発計画によっては必要となる場合があります。 ・当該地には地下埋設管があります。詳しくは P67 を参照ください。なおこれ以外の地下埋設物については、掘削その他特別の調査が必要になるため、確認できていません。							

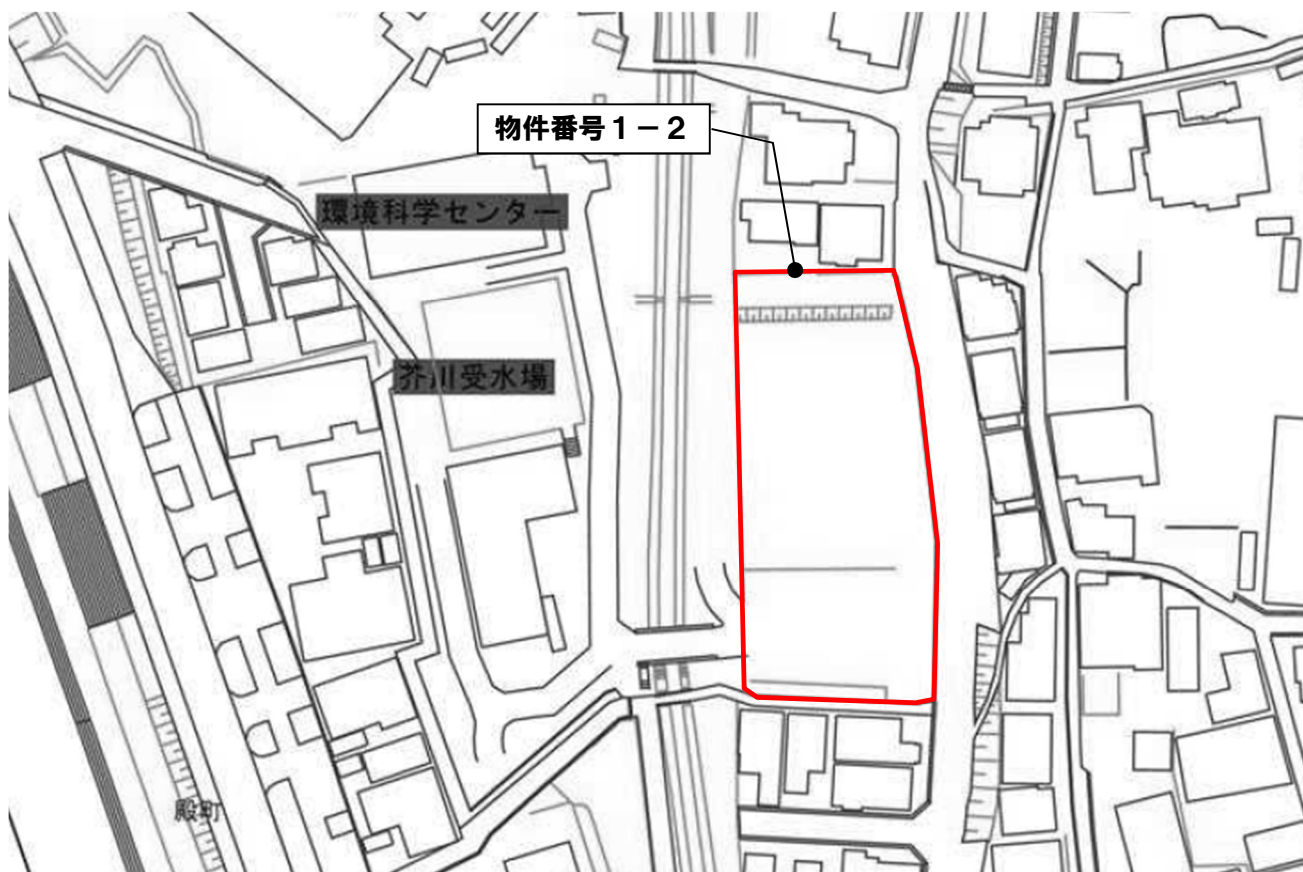
建物に関する調査		元芥川受水場（1号受水池）						
種類	受水池	構造	鉄筋コンクリート造	床面積	1階	—	容積 V=2,550 m ³	
					2階	—		
付属建物の有無		無	築年月日	昭和52年		所有権以外の権利		無
新築時	確認の申請書及び添付図書並びに確認済証の有無		—	増改築時	確認の申請書及び添付図書並びに確認済証の有無		—	
	検査済証の有無		—		検査済証の有無		—	
建築基準法第12条の規定により実施した定期調査報告書の有無					—			
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物である場合、新耐震基準等に適合していることを証する書類				—	書類名：			
耐震診断の有無		無	耐震診断の内容		—			
石綿使用調査結果の記録の有無		有	石綿使用調査の内容		図面及び目視、分析調査にて特定			
特記事項		・上記の内容は、主要な項目をまとめたものです。記載外の内容はご自身で調査していただき、質問や詳細については、関係課にお問い合わせください。 ・売却地上に存在するすべての建物及び工作物等は、現状有姿での譲渡となります。契約者の費用負担と責任において、都市計画法、建築基準法等の関係法令を遵守し、解体を行ってください。 ・本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負いません。そのため、建物解体時に石綿使用調査と異なる内容や新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はいたしません。入札までに閲覧等により調査の上、リスクについて十分理解した上で、入札金額も含め、慎重にご検討ください。						

物件番号 1 - 2

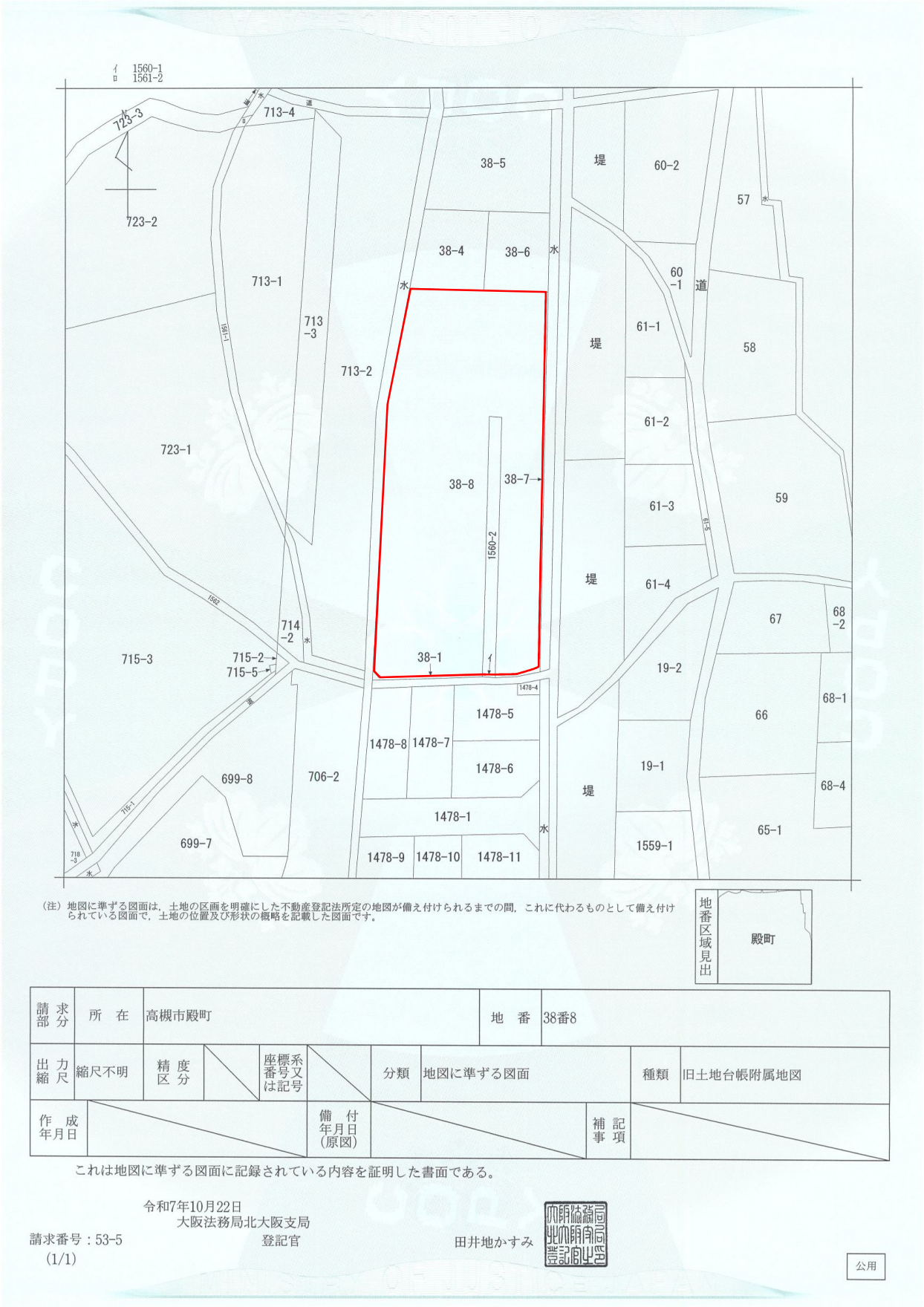
位 置 図



詳 細 図



公図



土地登記簿

公用 大阪府高槻市殿町 38-8 全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	1209010273185
地図番号	余 白	筆界特定	余 白	
所 在	高槻市殿町		余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
38番8	雑種地	1567		38番1から分筆 〔令和7年3月18日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和5年3月20日 第13397号	所有者 高 槻 市 順位2番の登記を転写 令和7年3月18日受付 第13397号

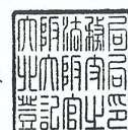


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51779 - (- 2 / 2)

1 / 1

表 題 部		(土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1209010273187
地図番号	余 白			筆界特定	余 白		
所 在	高槻市殿町					余 白	
① 地 番		②地 目		③ 地 積		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1560番2		雑種地		79		1560番から分筆 〔令和7年3月18日〕	
所 有 者	大 阪 府 高 槻 市 令和7年9月17日登記						

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和7年9月17日 第48007号	所有者 大 阪 府 高 槻 市

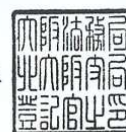


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年10月21日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D51778 (7/10)

1 / 1

公用

登記年月日：令和7年3月18日

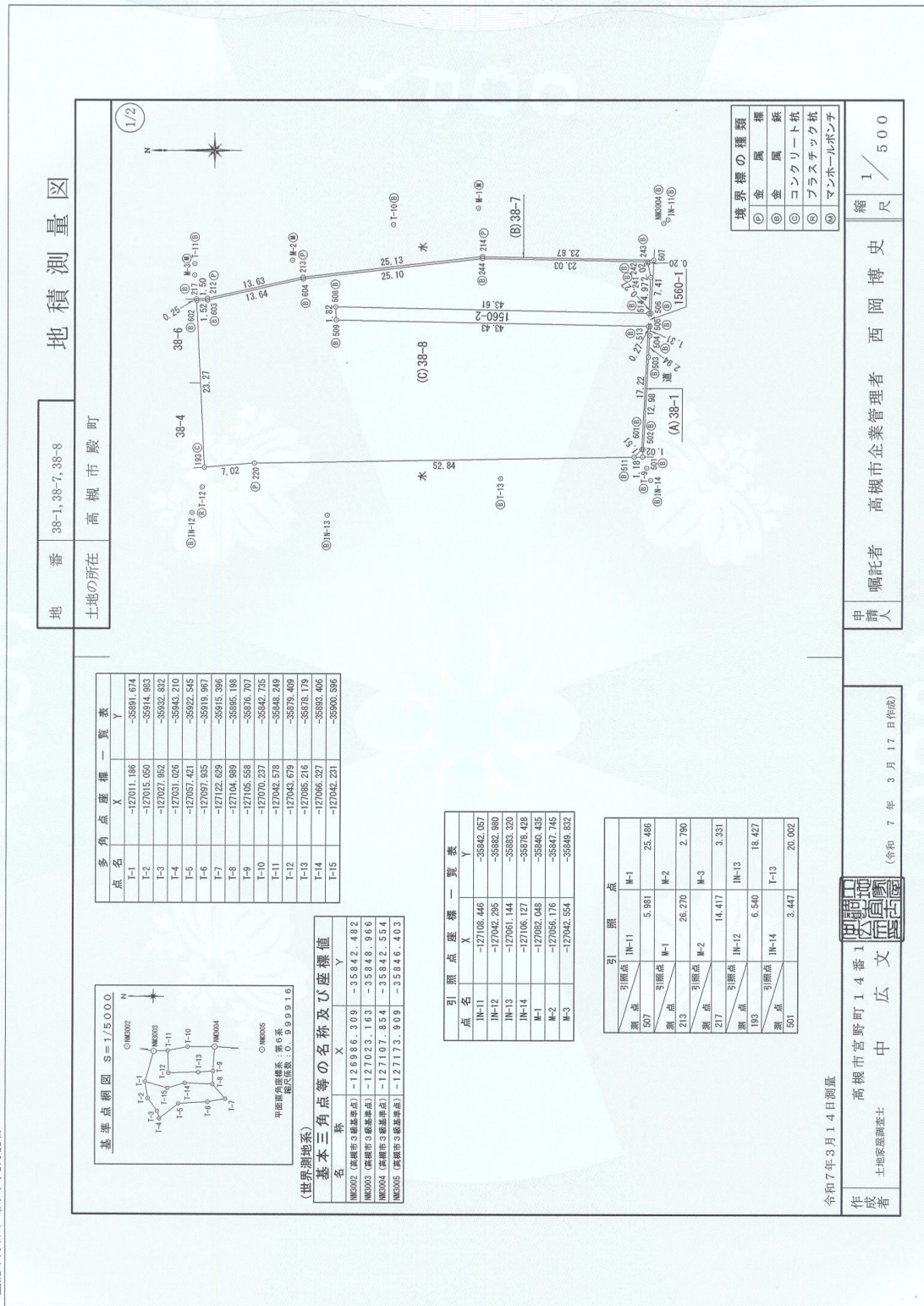
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年10月22日 大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地ふみ



請求番号：5-14



登記年月日：令和7年3月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月22日 大阪府葛城郡高槻市

登記官

田井地かすみ



令和7年3月14日測量

作成者
高槻市宮野町14番1
中 広 文
土地家屋調査士

(令和7年3月17日作成)

請求番号：5-14

地積測量図

地番 38-1, 38-7, 38-8

土地の所在 高槻市殿町

2/2

地番	座標求積表	座標求積表		辺長	測線	(世界測地系)
		X	Y			
(B)38-7	514	-127105.807	-35855.088	0.27	506	514
	506	-127106.086	-35855.104	7.41	507	506
	507	-127106.475	-35847.704	23.87	514	507
	214	-127082.603	-35847.224	25.13	213	214
	213	-127057.631	-35850.126	13.63	212	213
	212	-127044.314	-35853.068	1.50	217	212
	217	-127042.812	-35853.153	0.25	602	217
	602	-127042.824	-35853.408	1.52	603	602
	603	-127044.349	-35850.378	25.10	244	603
	244	-127082.614	-35847.491	23.03	243	244
	243	-127105.649	-35847.941	0.20	242	243
	242	-127105.644	-35848.146	2.02	241	242
	241	-127106.051	-35850.125	4.97	514	241
	恒面積		38.1206090 m ²	地積		19.06 m ²
		19.0603030 m ²			19.06	
(C)38-8	183	-127043.964	-35876.657	7.02	220	183
	220	-127050.962	-35876.074	52.84	511	220
	511	-127103.903	-35875.194	1.51	601	511
	601	-127104.914	-35874.121	17.22	513	601
	513	-127105.718	-35855.918	43.43	509	513
	509	-127062.288	-35855.061	1.82	505	509
	508	-127062.188	-35854.238	43.61	514	508
	514	-127105.807	-35855.088	4.97	241	514
	241	-127106.051	-35850.125	2.02	242	241
	242	-127105.644	-35848.146	0.20	243	242
	243	-127105.649	-35847.941	23.03	244	243
	244	-127082.614	-35847.491	25.10	604	244
	604	-127057.673	-35850.378	13.64	603	604
	603	-127044.349	-35853.321	1.52	602	603
恒面積		3134.6645510 m ²	地積		193	
		1567.3322755 m ²			193	
(A)38-1	501	-127104.991	-35875.174	1.02	502	501
	502	-127105.074	-35874.151	12.98	503	502
	503	-127105.765	-35861.183	2.94	504	503
	504	-127105.922	-35855.240	1.31	505	504
	505	-127105.991	-35855.923	0.27	513	505
	513	-127105.718	-35855.918	17.22	601	513
	601	-127104.914	-35874.121	1.51	511	601
恒面積		9.6507370 m ²	地積		501	
		4.8253685 m ²			501	
*公 式 A=1/2Σ(X ₂ -X ₁)(Y ₁ +Y ₂)						

縮 1 / 尺

嘱託者 高槻市企業管理者 西岡博史

申請人

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月22日 大阪法務局北大阪支局

大阪法務局北大阪支局

제품 정보

田井地かすみ

此印係由上海圖書館藏書印

請求番号：5-8

圖量測積地

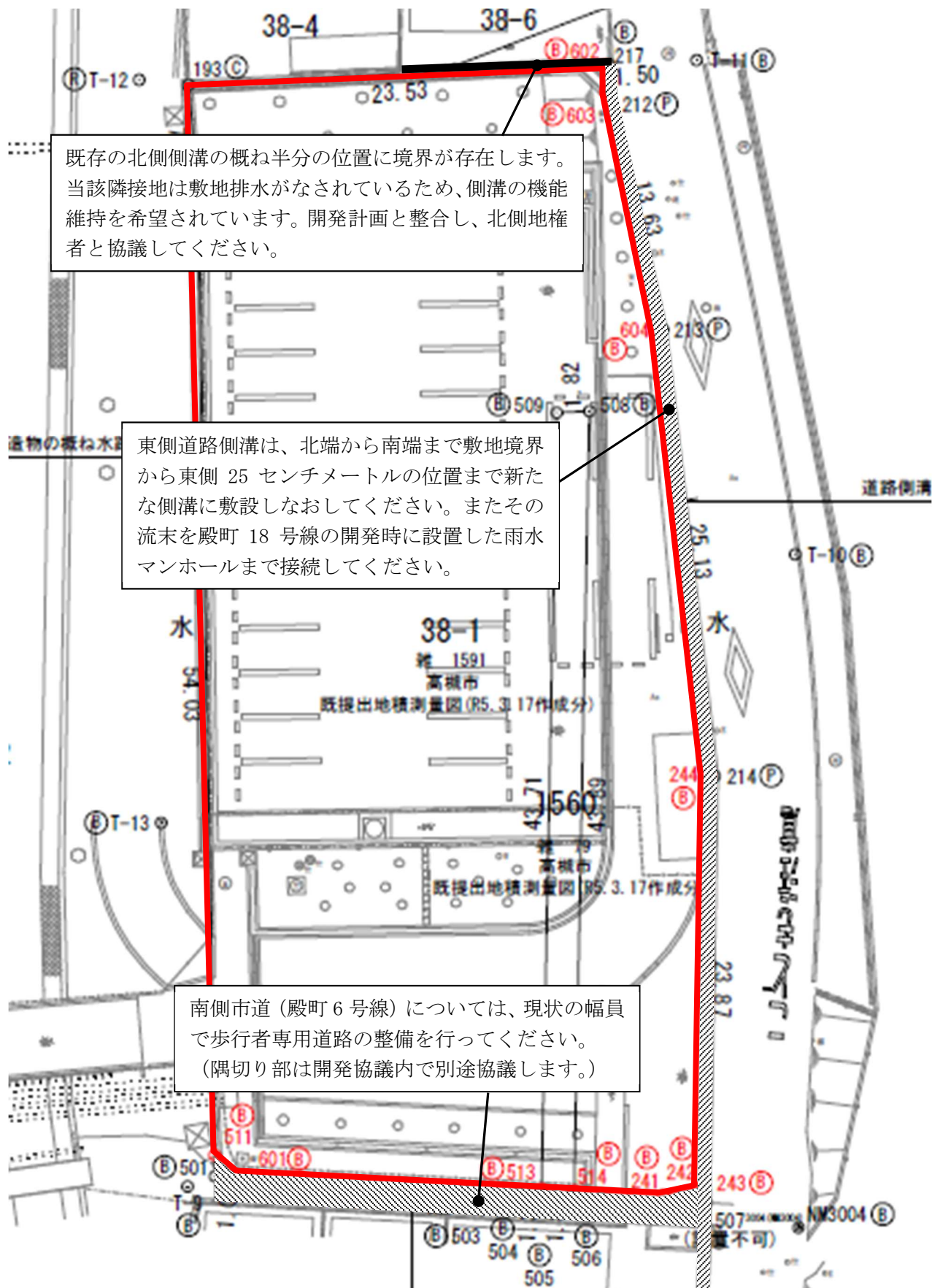
[illegible]

現況写真（全景）

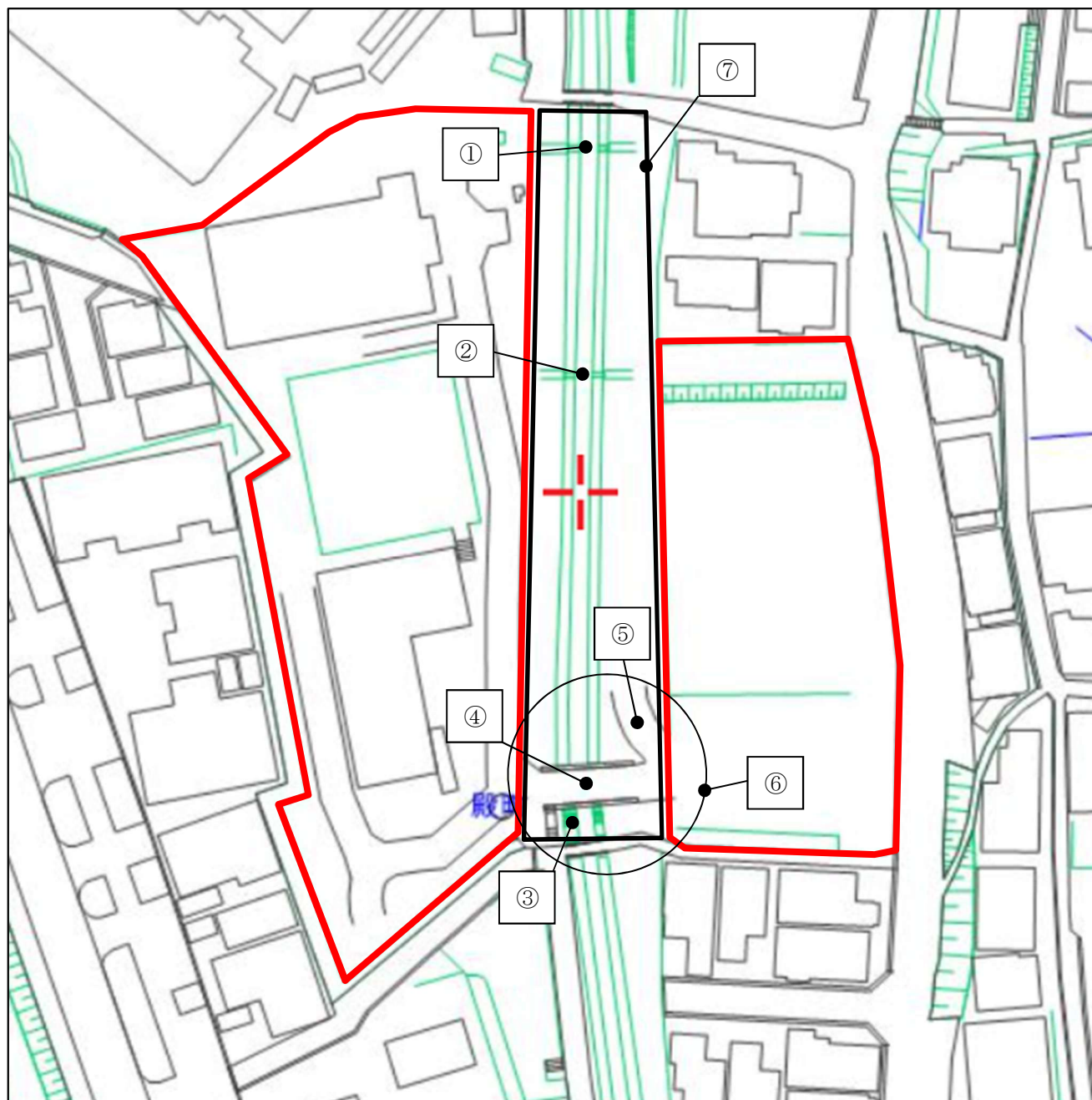




売払物件の周囲に位置する売払物件範囲外の条件（東敷地）



真上都市下水路内の撤去物



- ①水管橋及びその他付帯工作物
- ②水管橋及びその他付帯工作物
- ③水管橋及びその他付帯工作物
- ④通路橋及びその他付帯工作物
- ⑤舗装及びその他付帯工作物
- ⑥真上都市下水路用地内フェンス及び渡り階段通路
- ⑦真上都市下水路用地内の埋設管（P67）

①及び②水管橋及びその他付帯工作物



③水管橋及びその他付帯工作物



④通路橋及びその他付帯工作物



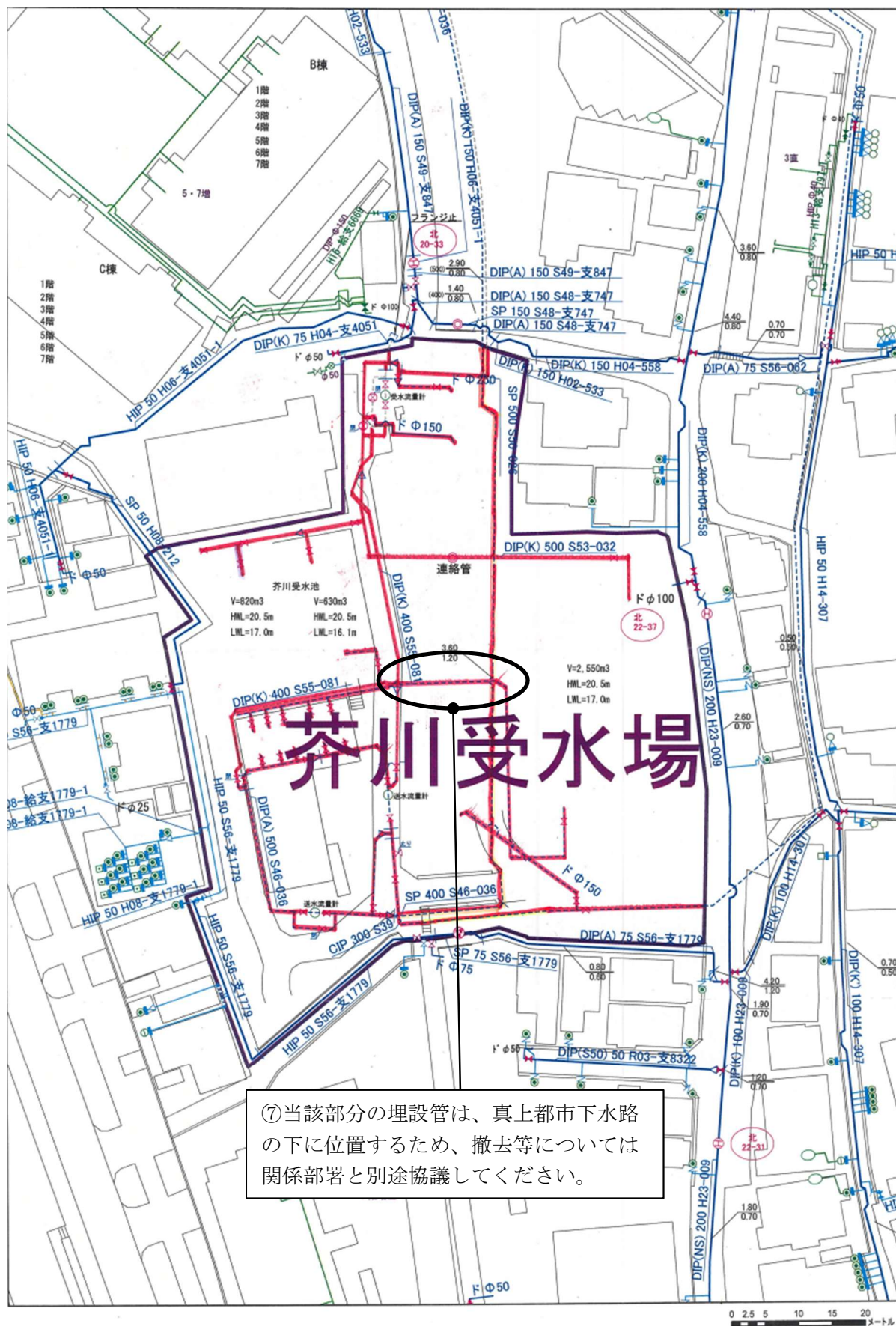
⑤舗装及びその他付帯工作物



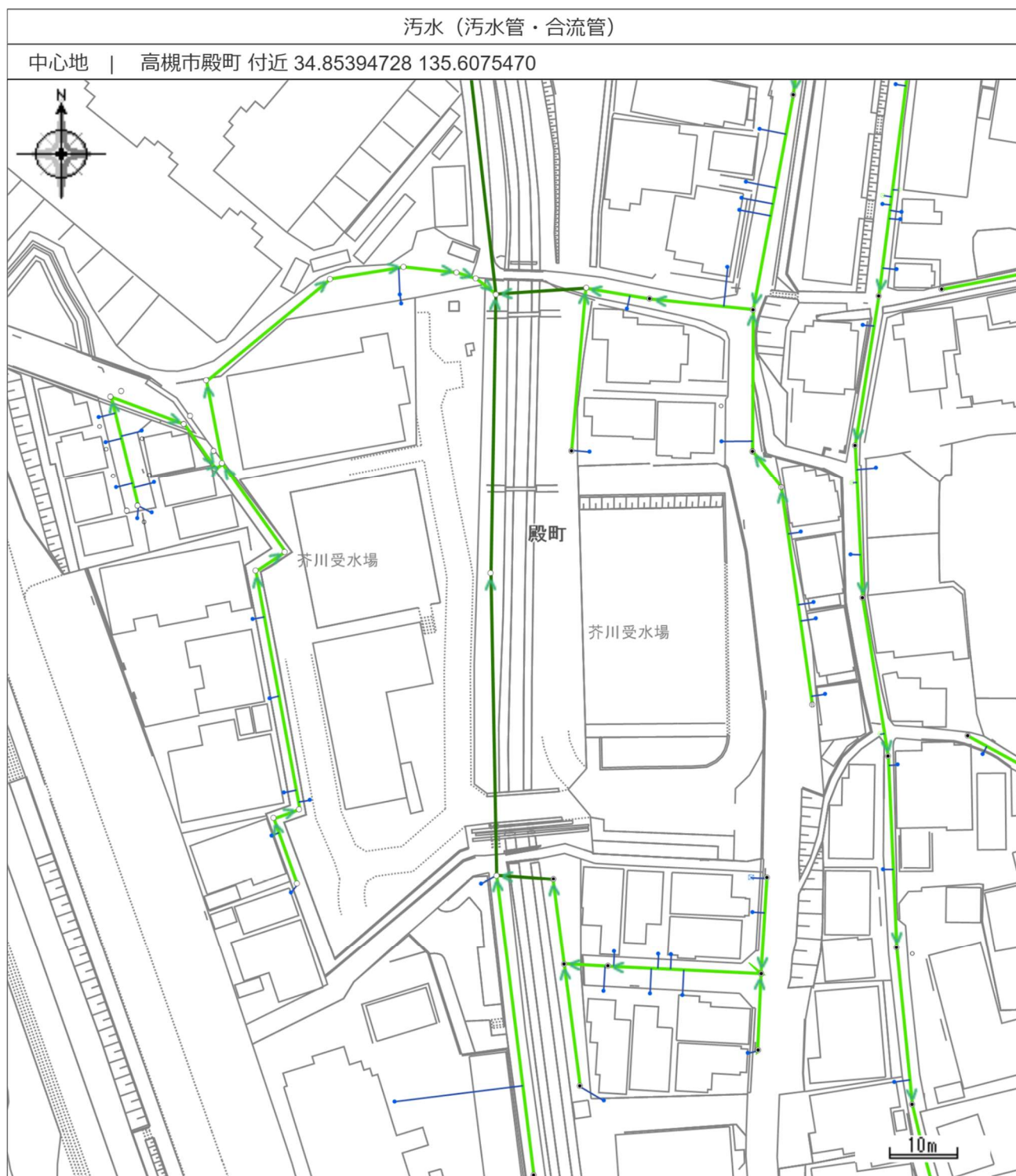
⑥真上都市下水路用地内フェンス及び渡り階段通路



上水配水管の埋設状況



汚水管・合流管の埋設状況



1 8 土地売買契約書（標準様式）

- （１） 土地売買契約書（売買代金の納付を同時とする場合）【標準様式】・・・P70～74
- （２） 土地売買契約書（売買代金の納付を後日とする場合）【標準様式】・・・P75～79

土地売買契約書（売買代金の納付を同時とする場合）

売渡人 高槻市（市長部局分）（以下「甲」という。）及び高槻市（水道事業分）（以下「乙」という。）と、買受人 （以下「丙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙並びに丙の 3 者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第 2 条 丙が、甲に対して支払う売買代金は 金 円也、乙に対して支払う売買代金は 金 円也とする。

（売買代金の支払）

第 3 条 丙は、前条に定める売買代金の合計額 金 円を、甲が指定する方法により、甲に対して納付しなければならない。なお、売買代金の完納後、甲は、前条に定める乙に対して支払われるべき売買代金を、乙に納付するものとする。

（所有権の移転及び移転登記）

- 第 4 条 売買物件の所有権は、丙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲及び乙から丙に移転する。
- 2 丙は、この契約締結と同時に、甲及び乙に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲及び乙は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記及び第 1 5 条に定める買戻特約の登記を嘱託する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を丙に交付する。
- 4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切丙の負担とする。

（引渡し及び受領書の提出）

- 第 5 条 甲及び乙は、前条の規定により売買物件の所有権が丙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を丙に引き渡すものとする。
- 2 丙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲及び乙に売買物件受領書を提出する。

（危険負担）

第 6 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲及び乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は丙の負担とする。

（公租公課の負担）

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が丙に移転した以後における売買物件の公租公課は、丙の負担とする。

（契約不適合責任）

第 8 条 丙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、丙が、消費者契約法（平成 1 2 年法律第 6 1 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(建物の解体撤去)

第 9 条 丙は、第 5 条に定める引き渡しを受けた日から起算して 1 年以内に、売買物件に存する建物及び工作物（以下「建物等」という。）について、解体撤去をしなければならない。ただし、機能のある埋設管については、この限りではない。

2 解体撤去に要する一切の費用は、丙の負担とする。

3 甲及び乙は、建物等の解体撤去が完了するまでは、解体工事にかかる実地調査とともに丙から必要な報告を求めることができる。この場合において、丙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

4 丙は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに甲及び乙に完了を報告し、甲及び乙並びに丙は現地立会の上でその確認を行う。

5 丙は、建物等の解体撤去を完了するまでの間、甲及び乙に対し、建物等の残置に関する売買物件の無償使用を認めるものとする。

6 丙は、売買物件にかかる令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売却条件付一般競争入札実施要領に記載された各条件を遵守しなければならない。

7 丙は、この解体撤去に関し、この契約に定めのない事項については、甲及び乙の指示に従わなければならない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 10 条 丙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 11 条 丙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 12 条 甲及び乙は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は丙に対して所要の報告を求めることができる。

2 丙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲及び乙への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 13 条 次に掲げる場合には、甲及び乙又は丙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 甲及び乙が、第 4 条第 2 項の義務を履行しないとき。

(2) 丙が、第 3 条及び第 5 条第 2 項並びに前条第 2 項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第 14 条 次に掲げる場合には、甲及び乙は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 丙が、義務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 丙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 丙が、義務の一部の履行が不能である場合又は丙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- (4) 丙が、暴力団等であることが判明したとき。
- (5) 丙が、第 10 条又は第 11 条の規定に違反したとき。

(買戻特約及び特約の登記)

第 15 条 甲及び乙は、この契約の各条項に違反した場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

2 前項に定める買戻しができる期間は 10 年間とする。

3 甲及び乙は、前 2 項の定めに基づく買戻特約の登記手続きを行うものとし、丙はこれに同意し、当該登記に必要な承諾書を甲及び乙に提出しなければならない。

4 甲及び乙は、この契約に定める義務が履行されていると認めるときは、丙の申出により前項の登記を抹消する。

5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における売買物件の所有者の負担とする。

(原状回復義務)

第 16 条 丙は、甲及び乙が第 13 条及び第 14 条の規定により本契約を解除したとき又は前条の定めにより買戻権を行使したときは、甲及び乙が指定する期日までに、丙の責任と負担において、建物等を解体撤去した上で、売買物件を返還しなければならない。ただし、甲及び乙が建物等を解体撤去することについて適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項本文の規定にもかかわらず、丙が建物等を解体撤去して売買物件を返還しないときは、甲及び乙は、丙に代わって建物等の解体撤去ができるものとし、丙はその費用を負担しなければならない。

3 丙は、第 1 項の規定により売買物件を甲及び乙に返還するときは、甲及び乙の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲及び乙に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第 17 条 甲及び乙は、第 13 条又は第 14 条の規定により本契約を解除したときは、丙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、丙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

第 18 条 丙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲及び乙の請求により、第 2 条に定める売買代金の 20% を、違約金として甲及び乙に支払わなければならない。

- (1) 丙が、第 10 条又は第 11 条に定める義務に違反した場合。
- (2) 丙に偽りその他不正の行為があった場合。

2 前項の違約金は、第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

第 19 条 甲及び乙は、第 17 条の規定により代金を返還する場合において、丙に対する前条に規定する違約金と丙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

第 20 条 丙がこの契約に定める義務を履行しないため甲及び乙に損害を与えたときは、第 18 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

第 21 条 この契約の締結に要する印紙税は、丙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

第 22 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙並びに丙が協議して定める。

この契約締結の証として、本書 3 通を作成し、甲及び乙並びに丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 高槻市桃園町 2 番 1 号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史 印

(乙) 高槻市桃園町 4 番 1 5 号
高槻市
代表者 高槻市企業管理者 西岡 博史 印

(丙)

印

物件の表示

所管	所在地	地目	実測面積 (㎡)
甲	高槻市殿町 723 番 2	宅地	787.39 ㎡
乙	高槻市殿町 713 番 1	宅地	367.35 ㎡
	高槻市殿町 715 番 3	宅地	1039.77 ㎡
	高槻市殿町 715 番 5	宅地	2.95 ㎡
	高槻市殿町 723 番 1	宅地	894.01 ㎡
	高槻市殿町 1561 番 1	宅地	51.40 ㎡
	高槻市殿町 1562 番	宅地	43.60 ㎡
	高槻市殿町 1563 番	宅地	1.10 ㎡
	高槻市殿町 38 番 8	雑種地	1567.33 ㎡
	高槻市殿町 1560 番 2	雑種地	79.27 ㎡

土地売買契約書（売買代金の納付を後日とする場合）

売渡人 高槻市（市長部局分）（以下「甲」という。）及び高槻市（水道事業分）（以下「乙」という。）と、買受人 （以下「丙」という。）とは、末尾物件（以下、売買物件という。）について、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙並びに丙の 3 者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第 2 条 丙が、甲に対して支払う売買代金は 金 円也、乙に対して支払う売買代金は 金 円也とする。

（契約保証金）

第 3 条 丙は、この契約締結と同時に、甲に対して 金 円を、乙に対して 金 円を、契約保証金として納付しなければならない。ただし、丙は、甲に対して、乙の契約保証金も合わせた合計額 金 円を納付するものとし、契約保証金には丙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

3 丙が第 4 条に定める義務を履行せず、この契約が解除となった場合、第 1 項の契約保証金は、甲及び乙に帰属するものとする。その場合、甲は、乙の契約保証金を、乙に納付するものとする。

4 甲は、丙が売買代金を納付後、第 1 項の契約保証金を返還するものとする。

（売買代金の支払）

第 4 条 丙は、この契約を締結後 30 日以内に、第 2 条に定める売買代金の合計額 金 円を、甲が指定する方法により、甲に対して納付しなければならない。なお、売買代金の完納後、甲は、第 2 条に定める乙に対して支払われるべき売買代金を、乙に納付するものとする。

（所有権の移転及び移転登記）

第 5 条 売買物件の所有権は、丙が第 2 条の売買代金を完納したとき、甲及び乙から丙に移転する。

2 丙は、前条第 1 項に定める金額を支払う際に、甲及び乙に対して売買物件の所有権移転登記に必要な書類一切を提出するものとし、甲及び乙は、第 2 条に定める売買代金が完納されたことを確認後、速やかに売買物件の所有権移転登記及び第 16 条に定める買戻特約の登記を嘱託する。

3 甲及び乙は、前項に定める所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書を丙に交付する。

4 第 2 項に定める所有権移転登記に係る費用は、一切丙の負担とする。

（引渡し及び受領書の提出）

第 6 条 甲及び乙は、前条の規定により売買物件の所有権が丙に移転したときをもって、現状有姿のまま売買物件を丙に引き渡すものとする。

2 丙は、前項の引き渡しを受けたときは、甲及び乙に売買物件受領書を提出する。

（危険負担）

第 7 条 この契約の締結後、売買物件の引き渡しまでの間に天災その他、売買物件が甲及び乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損失は丙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 8 条 第 5 条第 1 項の規定により売買物件の所有権が丙に移転した以後における売買物件の公租公課は、丙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 9 条 丙は、この契約を締結した後、売買物件に面積の不足その他売買物件の品質又は数量等が契約内容に適合しない場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、丙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、この限りではない。

(建物の解体撤去)

第 10 条 丙は、第 6 条に定める引き渡しを受けた日から起算して 1 年以内に、売買物件に存する建物及び工作物（以下「建物等」という。）について、解体撤去をしなければならない。ただし、機能のある埋設管については、この限りではない。

2 解体撤去に要する一切の費用は、丙の負担とする。

3 甲及び乙は、建物等の解体撤去が完了するまでは、解体工事にかかる実地調査とともに丙から必要な報告を求めることができる。この場合において、丙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

4 丙は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに甲及び乙に完了を報告し、甲及び乙並びに丙は現地立会の上でその確認を行う。

5 丙は、建物等の解体撤去を完了するまでの間、甲及び乙に対し、建物等の残置に関する売買物件の無償使用を認めるものとする。

6 丙は、売買物件にかかる令和 7 年度第 2 回高槻市有財産（土地）売却条件付一般競争入札実施要領に記載された各条件を遵守しなければならない。

7 丙は、この解体撤去に関し、この契約に定めのない事項については、甲及び乙の指示に従わなければならない。

(風俗営業等への利用の禁止)

第 11 条 丙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 12 条 丙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(実地調査及び報告の求め)

第 13 条 甲及び乙は、前 2 条に規定する禁止事項について、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査を行い、又は丙に対して所要の報告を求めることができる。

2 丙は、正当な理由なくして前項の実地調査を拒み、妨げ、又は甲及び乙への報告を怠ってはならない。

(催告解除)

第 14 条 次に掲げる場合には、甲及び乙又は丙の一方がその義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における義務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 甲及び乙が、第 5 条第 2 項の義務を履行しないとき。
- (2) 丙が、第 4 条及び第 6 条第 2 項並びに前条第 2 項の義務を履行しないとき。

(無催告解除)

第 15 条 次に掲げる場合には、甲及び乙は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 丙が、義務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 丙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 丙が、義務の一部の履行が不能である場合又は丙が、その義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- (4) 丙が、暴力団等であることが判明したとき。
- (5) 丙が、第 11 条又は第 12 条の規定に違反したとき。

(買戻特約及び特約の登記)

第 16 条 甲及び乙は、この契約の各条項に違反した場合には、売買物件の買い戻しをすることができる。

- 2 前項に定める買戻しができる期間は 10 年間とする。
- 3 甲及び乙は、前 2 項の定めに基づく買戻特約の登記手続きを行うものとし、丙はこれに同意し、当該登記に必要な承諾書を甲及び乙に提出しなければならない。
- 4 甲及び乙は、この契約に定める義務が履行されていると認めるときは、丙の申出により前項の登記を抹消する。
- 5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における売買物件の所有者の負担とする。

(原状回復義務)

第 17 条 丙は、甲及び乙が第 13 条及び第 14 条の規定により本契約を解除したとき又は前条の定めにより買戻権を行使したときは、甲及び乙が指定する期日までに、丙の責任と負担において、建物等を解体撤去した上で、売買物件を返還しなければならない。ただし、甲及び乙が建物等を解体撤去することについて適当でないとしたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 前項本文の規定にもかかわらず、丙が建物等を解体撤去して売買物件を返還しないときは、甲及び乙は、丙に代わって建物等の解体撤去ができるものとし、丙はその費用を負担しなければならない。
- 3 丙は、第 1 項の規定により売買物件を甲及び乙に返還するときは、甲及び乙の指定する期日までに、当該土地の所有権抹消登記の承諾書を甲及び乙に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第 18 条 甲及び乙は、第 14 条又は第 15 条の規定により本契約を解除したときは、丙が前条に定める義務を完全に履行したことを確認後、丙が納付した売買代金を返還する。なお、返還金には、利息を付さない。

(違約金)

第 19 条 丙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲及び乙の請求により、第 2 条に定める
売買代金の 20% を、違約金として甲及び乙に支払わなければならない。

(1) 丙が、第 11 条又は第 12 条に定める義務に違反した場合。

(2) 丙に偽りその他不正の行為があった場合。

2 前項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲及び乙は、第 18 条の規定により代金を返還する場合において、丙に対する前条に規定する違約金と丙に返還する売買代金とを相殺する。

(損害賠償)

第 21 条 丙がこの契約に定める義務を履行しないため甲及び乙に損害を与えたときは、第 19 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用の負担)

第 22 条 この契約の締結に要する印紙税は、丙の負担とする。

(契約に関する訴えの管轄)

第 23 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙並びに丙が協議して定める。

この契約締結の証として、本書 3 通を作成し、甲及び乙丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 高槻市桃園町 2 番 1 号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史 印

(乙) 高槻市桃園町 4 番 1 5 号
高槻市
代表者 高槻市企業管理者 西岡 博史 印

(丙)
印

物件の表示

所管	所在地	地目	実測面積 (㎡)
甲	高槻市殿町 723 番 2	宅地	787.39 ㎡
乙	高槻市殿町 713 番 1	宅地	367.35 ㎡
	高槻市殿町 715 番 3	宅地	1039.77 ㎡
	高槻市殿町 715 番 5	宅地	2.95 ㎡
	高槻市殿町 723 番 1	宅地	894.01 ㎡
	高槻市殿町 1561 番 1	宅地	51.40 ㎡
	高槻市殿町 1562 番	宅地	43.60 ㎡
	高槻市殿町 1563 番	宅地	1.10 ㎡
	高槻市殿町 38 番 8	雑種地	1567.33 ㎡
	高槻市殿町 1560 番 2	雑種地	79.27 ㎡